

精華町地域防災計画

資料編

令和8年3月

精華町防災会議

目 次

1 条例・制度・協定

2 連絡先一覧

3 基準・用語

4 様式

5 各種資料

目 次

資料 1-1	精華町防災会議条例	1
資料 1-2	精華町防災会議規程	3
資料 1-3	精華町防災会議委員名簿	4
資料 1-4	相楽郡精華町災害対策本部条例	5
資料 1-5	災害時応援協定の締結状況（精華町）	6
資料 1-6	京都府広域消防相互応援協定書	10
資料 1-7	京都府広域消防相互応援協定実施細目	13
資料 1-8	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	15
資料 1-9	緊急警報放送の要請に関する覚書	16
資料 1-10	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	17
資料 1-11	緊急時における放送実施に関する協定	18
資料 1-12	市町村における緊急警報放送の放送要請手続きについて	19
資料 1-13	精華町自主防災組織活動助成金交付要綱	20
資料 1-14	災害時等における医療救護活動についての協定書	22
資料 1-15	災害発生時における緊急対応に関する協定書	25
資料 1-16	精華町建設業協会災害支援体制組織図	27

1 条例・制度・協定

精華町防災会議条例

昭和 38 年 7 月 2 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、相楽郡精華町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相楽郡精華町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 相楽郡精華町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づいて政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は町長をもつて充てる。

3 会長は会務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 京都府の知事の部門の職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 京都府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長
- (7) 消防団長
- (8) 指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者
- (9) 自治会長等のうちから町長が委嘱する者
- (10) 農業委員会会長
- (11) 川西土地改良区理事長
- (12) 陸上自衛隊の隊員のうちから町長が委嘱する者
- (13) 自主防災組織を構成する者のうちから町長が委嘱する者
- (14) 前項に掲げる者のほか、町長が防災に関し必要と認める機関及び学識経験者から町長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 1 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門の委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、精華町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年8月5日から施行する。

附 則(昭和38年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

精華町防災会議規程

精華町防災会議規程（昭和 61 年規程第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、精華町防災会議（昭和 38 年条例第 13 号）（以下「条例」という。）第 6 号の規定に基づき、精華町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第 2 条 防災会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の招集通知は文書をもって行い、日時、場所及び議題を附記するものとする。

（会長の職務代理）

第 3 条 条例第 3 条第 4 項の規定により会長の職務を代理する委員は、助役である委員とする。

（代理出席）

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

（定足数）

第 5 条 会議は 2 分の 1 をこえる委員の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の 2 分の 1 以上の多数によらなければ議決することができない。

（会長の専決処分）

第 6 条 会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないと認めるときは、会長は議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は次の会議においてその旨を報告しなければならない。

3 防災会議の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは会長において、これを専決処分にすることができる。

4 前項の規定に寄る専決処分については、会長は文書でもって委員に通知しなければならない。

（専門委員会）

第 7 条 専門委員会の種類及び運営その他必要な事項は、そのつど会長が定める。

（幹事会）

第 8 条 幹事会に幹事長を置き、防災担当課長の職にある幹事をもって充てる。

2 幹事会は、幹事長が招集する。

3 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

（公印）

第 9 条 会議の公印の形状及び寸法は、別表のとおりとする。

（事務処理等）

第 10 条 会議録の調整保管、公印の管守及びその他会議の事務処理は、総務部危機管理室において行うものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

精華町防災会議委員名簿

令和7年11月現在

役職	機関名	職名	選任区分
会長	精華町	町 長	会長
委員	淀川河川事務所	所 長	1号
〃	防衛省近畿中部防衛局企画部地方調整課	課 長	1号
〃	京都府山城広域振興局	副 局 長	2号
〃	京都府山城南土木事務所	所 長	2号
〃	京都府山城南保健所	所 長	2号
〃	京都府木津警察署	署 長	3号
〃	精華町	副 町 長	4号
〃	精華町住民部	課 長	4号
〃	精華町健康福祉環境部	課 長	4号
〃	精華町事業部	部 長	4号
〃	精華町上下水道部	部 長	4号
〃	精華町教育委員会	教 育 長	5号
〃	精華町消防本部	消 防 長	6号
〃	精華町消防団	団 長	7号
〃	西日本電信電話株式会社京都支店	設備部長	8号
〃	関西電力送配電（株）京都本部 伏見配電営業所	所 長	8号
〃	大阪ガスネットワーク（株） 北東部事業部保全チーム	マネージャー	8号
〃	西日本旅客鉄道（株）四条畷駅／長尾駅	駅 長	8号
〃	近畿日本鉄道株式会社新田辺駅	駅 長	8号
〃	北ノ堂自治会	会 長	9号
〃	精華町農業委員会	会 長	10号
〃	相楽郡川西土地改良区	理 事 長	11号
〃	陸上自衛隊大久保駐屯地 102施設器材隊	隊 長	12号
〃	東自主防災会	会 長	13号
〃	京都大学防災研究所	教 授	14号
〃	社会福祉法人精華町社会福祉協議会	室 長	14号
〃	精華女性の会	会 長	14号
〃	精華町建設業協会	会 長	14号
〃	精華町食生活改善推進員協議会	副 会 長	14号
〃	精華町民生児童委員協議会	東光校区部会代表	14号

相楽郡精華町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 2 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、相楽郡精華町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 5 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-5 災害時応援協定の締結状況（精華町）

災害時応援協定の締結状況（精華町）

令和 7 年 4 月 1 日現在

No.	分野	協定名	協定等の相手方	締結年月日
1	放送 要請	1 緊急時における放送実施に関する協定	株式会社 KCN 京都（旧 キネット）	平成 19 年 3 月 1 日
2	消防 相互 支援	2 京都府広域消防相互応援協定	府内の全市町村・消防 組合	平成元年 12 月 1 日
3	医療 活動	3 災害時における医療救護活動に関する協定書	相楽郡医師会	平成 19 年 3 月 12 日
4	救出 救護 等	4 緊急事態における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会京 都府隊友会相楽支部	平成 20 年 11 月 25 日
5	施設 の 使 用	5 災害時における学校法人南京都学園と精華町との応援についての覚書	学校法人南京都学園	平成 17 年 8 月 11 日
		6 指定緊急避難場所の指定の同意について	京都府	令和 4 年 11 月 14 日
		7 指定緊急避難場所の同意について	株式会社けいはんな	令和 5 年 2 月 1 日
		8 指定緊急避難場所の指定の同意について	島津製作所基盤技術研 究所	令和 5 年 2 月 27 日
		9 災害時における施設使用に関する協定	京都府木津警察署	平成 25 年 12 月 25 日
6	応急 対策 物資 供給 等	10 災害時における飲料の提供協力に関する協定書	近畿コカ・コーラボト リング株式会社	平成 20 年 12 月 24 日
		11 災害時における物資供給に関する協定書	UD リテール株（MEGA ドン・キホーテ）	令和 2 年 12 月 9 日
		12 災害時等に備えた支援協力に関する協定	精華町商工会	平成 30 年 2 月 21 日
		13 災害における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災 害対策センター	令和 3 年 12 月 6 日
7	公 共 施 設 応 援 対 策	14 災害発生時における緊急対応に関する協定書	精華町建設業協会	平成 19 年 2 月 19 日

8	福祉施設の使用	15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	○社会福祉法人 盛和福祉会 児童施設・乳児院京都大和の家 ○社会福祉法人 相楽福祉会 ○社会福祉法人 カトリック京都司教区 カリスタ会 特別養護老人ホーム神の園 ○社会福祉法人 精華町社会福祉協議会	平成 21 年 2 月 23 日
		16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	京都府立南山城支援学校	平成 25 年 7 月 16 日
		17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	○医療法人社団 医聖会 介護老人保健施設 とちのき ○社会福祉法人芳梅会 ファイン桜が丘	平成 25 年 7 月 16 日
9	通信システム	18	京都府防災行政無線設備の運用及び維持管理に関する協定書	京都府	平成 3 年 3 月 6 日
		19	京都府震度情報ネットワークシステムの設備の設置及び運用等に関する協定書	京都府	平成 9 年 2 月 7 日
		20	市町村防災・安心情報メールシステムの運用等に関する協定	京都府	平成 17 年 9 月 30 日
		21	京都府衛星通信系防災情報システムの設備の運用及び維持管理に関する協定書	京都府	平成 19 年 4 月 1 日
		22	J-ALERT 緊急告知放送実施に関する協定	株式会社KCN京都	平成 26 年 3 月 24 日
		23	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 3 年 12 月 6 日
		24	特殊公衆電話の設置・利用に関する協定書	NTT 西日本京都支店	令和 3 年 12 月 6 日

No.	分野	協定名	協定等の相手方	締結年月日	
10	インフラ	25	災害発生時における緊急対応に関する協定書	精華町上下水道工事事業者組合	平成 20 年 11 月 25 日
		26	精華町水道施設塩素減菌装置緊急対応に関する協定	桐田機工株式会社	平成 23 年 11 月 8 日
		27	精華町水道電気施設・制御系緊急対応に関する協定	和喜水工業株式会社	平成 23 年 11 月 1 日
		28	精華町水道電気施設・制御系緊急対応に関する協定	大東電気工業株式会社	平成 21 年 9 月 11 日
		29	精華町水道水源緊急対応に関する協定	株式会社森川鑿泉工業所	平成 14 年 4 月 10 日
		30	柘榴水源緊急対応に関する協定	株式会社森川鑿泉工業所	平成 10 年 6 月 16 日
		31	京都府営水道の災害等事故における水運用に関する覚書	京都府・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・木津町	平成 15 年 2 月 17 日
		32	災害時における給水相互応援連絡弁に関する覚書	木津町	平成 13 年 6 月 1 日
		33	精華町水道施設緊急対応に関する協定	株式会社安部日鋼工業 大阪支店	平成 27 年 6 月 2 日
		34	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会京都府支部加盟市町	平成 19 年 4 月 1 日
		35	規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社京都本部伏見配電営業所	令和 6 年 7 月 5 日
		36	災害発生時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	京都府エルピーガス協会城南支部	平成 20 年 3 月 27 日
		37	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部	令和 2 年 7 月 10 日
11	廃棄物処理	38	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和 2 年 3 月 27 日
12	損害保険	39	被災者生活再建支援サポートに関する協定書	三井住友海上火災保険会社	令和 6 年 7 月 8 日
13	郵便業務	40	災害時及び平常時における精華町と山城木津郵便局及び精華町内の郵便局との協力に関する協定書	山城木津郵便局	平成 28 年 10 月 11 日

14	包括協定	41	災害時における精華町と学研地区防災連絡協議会会員との応援についての覚書	<ul style="list-style-type: none"> ○関西電力株式会社 ○京セラ株式会社中央研究所 ○京都府農林水産技術センター 生物資源研究センター ○株式会社けいはんな ○株式会社国際電気通信基礎技術研究所 ○国立国会図書館関西館 ○株式会社島津製作所基盤技術研究所 ○国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所 ○西日本電信電話株式会社 ○パナソニック株式会社 先端技術研究所 ○サントリーワールドリサーチセンター 	平成 27 年 4 月 1 日
		42	緊急時の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 8 月 15 日
	15	給食支援	43	災害時における給食支援業務に関する協定書	株式会社東洋食品

行政機関との協定数 10 件
 民間団体との協定数 33 件
 合計 43 件

京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び状況
- (3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量
- (4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受諾した場合、要請市町村等の長は、次に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援の場所及び集結場所
- (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
- (3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長へ報告するものと

する。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊員の出動に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(代表消防機関等)

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロックにブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

2 代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(代表消防機関等への通報)

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等が属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

2 前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下、この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各1通を保管するものとする。

附則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、平成19年3月12日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」

は、廃止する。

令和2年3月27日

京都市長 福知山市長 舞鶴市長 綾部市長 宇治市長 宮津市長 亀岡市長 城陽市長
向日市長 長岡京市長 八幡市長 京田辺市長 京丹後市長 南丹市長 木津川市長 大山崎町長
久御山町長 井手町長 宇治田原町長 笠置町長 和束町長 精華町長 南山城村長 京丹波町長
伊根町長 与謝野町長 京都中部広域消防組合管理者 宮津与謝消防組合管理者
乙訓消防組合管理者 相楽中部消防組合管理者

別表（第9条関係）

ブロック	市町村等
北部 ブロック	<ul style="list-style-type: none">・舞鶴市（○舞鶴市消防本部）・福知山市（福知山市消防本部）・綾部市（綾部市消防本部）・宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部）・京丹後市（京丹後消防本部）
	<ul style="list-style-type: none">・京都市（◎京都市消防局）
南部 ブロック	第1 ブロック
	<ul style="list-style-type: none">・宇治市（○宇治市消防本部）・城陽市（城陽市消防本部）・八幡市（八幡市消防本部）・京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部）・久御山町（久御山町消防本部）
	第2 ブロック
	<ul style="list-style-type: none">・向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部）・亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部）・木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部）・精華町（精華町消防本部）

備考 ◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

京都府広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請前の事前連絡)

第2条 協定第3条第1項に規定する応援の要請のうち、ヘリコプターによる応援の要請が必要となる場合は、別表第1に掲げる事前連絡基準に基づき、京都市消防局消防航空隊に対して、電話により事前連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 協定第3条第1項に規定する応援の要請は、原則として電話により行うものとし、事後速やかに第1号様式の応援要請書をファクシミリにより送付するものとする。

2 ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第3条第2項第1号及び第2号に定めるほか、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 離発着可能な場所
- (2) 給油体制
- (3) 離発着場における資器材の準備状況
- (4) 他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (5) 他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況
- (6) 気象状況
- (7) 誘導方法

3 第1項の応援の要請を行う場合で、ヘリコプターによる救急搬送が必要となるときは、当該要請と併せて第2号様式のヘリコプターによる救急搬送連絡票（以下「連絡票」という。）を京都市消防局消防航空隊及び同局消防指令センターにファクシミリにより連絡するものとする。この場合において、連絡票は、参考資料に基づき作成するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第4条第2項の規定に基づく通報は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 出発時刻
- (2) 派遣人員
- (3) 車両、資器材等の種別及び数量
- (4) 応援隊の長の職・氏名
- (5) 到着予定時刻
- (6) その他必要な事項

(報告)

第5条 協定第7条に規定する報告は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、第3号

様式及び第4号様式により行うものとする。

(2) 応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、第5号様式により行うものとする。

(応援要請連絡先一覧)

第6条 応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等を管轄する消防本部は、別表第2によりあらかじめ相互に連絡するものとし、記載内容に変更が生じたときは速やかに他の市町村等を管轄する消防本部に連絡するものとする。

(代表消防機関等)

第7条 協定第9条第2項に規定する代表消防機関等の役割は、次に掲げるものとする。

(1)市町村等との連絡調整

(2)京都府との連絡調整及び情報交換

(3)応援時における協議等

ア要請市町村等との応援要請に関する協議

イ応援市町村等との協議

ウ要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整

エその他必要な事項

(4)その他必要な事項

(連絡会議)

第8条 市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

(その他)

第9条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附則

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に規程する放送要請に関して、京都府知事 蛭川虎三（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長 高橋敬典、株式会社近畿放送社長 白石古京（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定もに基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（要請の手続）

第 2 条 甲は、法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 第 2 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者	京都府企画管理部広報課長	
乙の連絡責任者	日本放送協会京都放送局 放送部長	
	株式会社近畿放送 編集局課長（報道担当）	

（準備）

第 5 条 京都府内の市町村長が、法第 57 条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

（雑則）

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、昭和 41 年 5 月 10 日から適用する。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

昭和 41 年 5 月 10 日

甲	京都府知事	蛭川 虎三
乙	日本放送協会京都放送局長 株式会社近畿放送社長	高橋 敬典 白石 古京

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 41 年 5 月 10 日締結、以下「協定」という。）第 6 条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第 1 条 災害対策基本法第 57 条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要のある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認めるもの。

（緊急警報放送要請の手続）

第 2 条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2. 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3. 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第 3 条 この覚書は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。昭和 61 年 2 月 1 日

甲	京都府知事	林田 悠紀夫
乙	日本放送協会京都放送局長	左藤 孜

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定する放送要請に関して、京都府知事荒卷禎一（以下「甲」という。）と株式会社エフエム京都代表取締役 立石孝雄（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 228 号）第 22 条の規定に基づき次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（要請の手続）

第 2 条 甲は法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 第 2 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 京都府知事公室広報課長

乙の連絡責任者

甲の連絡責任者 京都府知事公室広報課長

乙の連絡責任者 株式会社エフエム京都 編成制作部長

（準用）

第 5 条 京都府内の市町村長が、法第 57 条の規定に基づき、放送を要する場合についても、本協定を準用するものとする。

（雑則）

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、平成 4 年 4 月 22 日から適用する。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 4 年 4 月 22 日

甲 京都府知事

荒卷 禎一

乙 株式会社エフエム京都代表取締役社長

立石 孝雄

緊急時における放送実施に関する協定

精華町（以下、「甲」という。）と株式会社キネット（以下「乙」という。）は、武力攻撃事態、自然災害等のほか、住民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生した時または発生するおそれがある場合、（以下「緊急時」という。）において住民にたいし伝達すべき情報の放送および情報の発信実施について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、緊急時において、住民に対し伝達すべき情報について甲が乙に放送実施を依頼するときの手続きを定めるものとする。

（依頼の手続き）

第 2 条 甲は緊急時において、放送実施を依頼する場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を依頼する理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時・時間
- (4) そのほか必要な事項

（放送の実施・手段）

第 3 条 甲は、依頼する放送内容に誤りがないかを確認の上、乙の指定したシステムへインターネット経由で、情報発信を行う。

2. 乙は、甲から発信された情報が確実に配信されるよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 第 2 条に掲げる放送実施の依頼に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の責任者	精華町総務部企画調整課長
乙の責任者	株式会社キネット 技術部長

（放送料）

第 5 条 本協定で定める情報の放送料は、無償とする。

（免責事項）

第 6 条 乙は、本システムを安定的に運用するよう努めるが、いかなる事由においても、本システムからの情報送出を行えない場合、乙はその責を負わないものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、甲、乙のいずれも有効期間満了の前 1 月以内に異議がない場合には、期間満了日の翌日から、1 年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

（雑則）

第 8 条 この協定の実施に関し、必要な事項は、別に協議し定めるものとする。

第 9 条 この協定は、平成 19 年 3 月 1 日から適用する。

この協定の証として、協定書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 1 日

甲	精華町 町長	木村 要
乙	京都府相楽郡精華町光台七丁目 11 番地 株式会社キネット 代表取締役社長	小林 千彰

市町村における緊急警報放送の放送要請手続きについて

市町村長が、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

1. 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和 61 年 2 月 1 日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

京都府の連絡責任者 京都府総務部消防防災課長

市町村の連絡責任者 あらかじめ京都府知事に届出した者

2. 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
3. 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
4. 覚書 2 条第 2 項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記 3 に準じた手続によるものとする。

精華町自主防災組織活動助成金交付要綱

令和 5 年 6 月 6 日

要綱第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織が行う減災・防災活動の取組等の援助及び自主防災組織の設置及び運営の促進を図るため、予算の範囲内で精華町自主防災組織運営等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、精華町補助金等の交付に関する規則（平成 22 年規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町政協力員を設置している自治会で結成された組織
- (2) 防災組織規約及び防災組織防災計画（以下「規約等」という。）を定める組織
- (3) 規約等に定める役割分担に基づいて活動する組織

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 結成助成事業（自主防災組織の結成後において、その活動を始めるための支援を行う事業をいう。）
- (2) 運営助成事業（防災訓練、防災知識の普及啓発その他自主防災組織の運営等に必要な活動をするための支援を行う事業をいう。）

(助成金の額)

第 4 条 結成助成事業の助成金の額は、一律 30,000 円とし、1 組織につき 1 回限りとする。

- 2 運営助成事業の助成金の額は、30,000 円に自主防災組織の世帯数（申請をする日の属する年度の前年度の 10 月 1 日現在の世帯数）に 50 円を乗じて得た額を加算した額又は 50,000 円のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内において町長が定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度の途中で結成した自主防災組織については、助成金の額を 12 で除して得た額に結成した日の属する月から 3 月までの月数を乗じて得た額から 100 円未満を切り捨てた額とする。

(助成金の交付の申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する申請書は、精華町自主防災組織運営等助成金交付申請書（別記様式第 1 号）とする。

- 2 規則第 4 条の事業計画書は、事業計画書（別記様式第 2 号）とする。
- 3 規則第 4 条の収支予算書は、収支予算書（別記様式第 3 号）とする。
- 4 規則第 4 条の町長が必要と認める書類は、第 2 条の規定に該当する者であることが確認できる書類とする。ただし、町長が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- 5 規則第 4 条の町長が定める時期は、町長が別に定める。

(決定の通知)

第 6 条 規則第 6 条に規定する通知は、精華町自主防災組織運営等助成金交付決定通知書（別記様

式第4号)によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条に規定する補助事業等完了実績報告書は、精華町自主防災組織運営等助成金実績報告書(別記様式第5号)によるものとする。

2 規則第11条の収支決算書は、収支決算書(別記様式第6号)とする。

3 規則第11条の町長が必要とする書類は、事業報告書(別記様式第7号)とする。

(助成金の額の確定等)

第8条 規則第12条に規定する通知は、精華町自主防災組織運営等助成金確定通知書(別記様式第8号)によるものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成対象者は、助成金の額が決定した場合において、助成金の交付を請求しようとするときは、精華町自主防災組織運営等助成金交付請求書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(前金払)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、規則第5条第1項の規定により交付の決定額を超えない範囲で、前金払により助成金を交付することができる。

2 助成対象者は、前金払により助成金の交付を受けようとするときは、精華町自主防災組織運営等助成金前金払交付請求書(別記様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年度分の助成金から適用する。

災害時等における医療救護活動についての協定書

木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村（以下「甲」という。）と相楽郡医師会（以下「乙」という。）は、災害時及び事故などにおける医療救護活動について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、木津川市地域防災計画、笠置町地域防災計画、和束町地域防災計画、精華町地域防災計画、南山城村地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）等に基づき、災害時等における医療救護の万全を期すため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第 2 条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、乙が実施すべき災害時等の医療救護計画を定め、これを甲に報告するものとする。

2. 前項の災害時等の医療救護計画には、次の次項を定めておくものとする。

(1) 医療救護班の編成・出動体制

ア 班の医師、看護婦その他種別構成

イ 班の地域別編成・出動体制

(2) 地区医師会その他関係機関との連絡体制

(3) 医薬品などの備蓄体制

(4) 日常訓練

(5) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第 3 条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2. 前項の要請は、次の次項を示した文書又は必要に応じ電話などにより行うものとする。

(1) 災害発生時の日時及び場所

(2) 災害の原因及び状況

(3) 派遣を要する班数及び医薬品など

(4) 派遣の期間

(5) その他必要な事項

3. 乙は、第 1 項の要請を受けたときは、災害時等医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第 4 条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班に対する指揮は甲が乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第 5 条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は京都府が災害現場に設置する救護所において医療救護を行う。

2. 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急措置

(2) 傷病者の傷病程度の診断並びに後送医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 死亡の確認

(医薬品などの供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2. 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療紛争の処理)

第9条 医療救護班が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は医療救護班が転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2. 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議し、解決のため適切な措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係わる次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に対する報償として、別表第1で定める額

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償として別表第1に定める額

(3) 医療救護班の従事者が医療救護に関する業務に従事したことにより負傷し疾病にかかり又は死亡した場合（以下「業務災害」という。）の補償として、別表第2で定める額

2. 前項に定める経費の請求については、医療救護に関する業務の終了後、乙が第1号様式により甲に請求するものとする。

3. 甲は前項の請求内容を審査し、適当と認めた場合は、これを乙に支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救護に関する業務の実績を第2号様式により、甲に報告するものとする。

2. 乙は、業務災害が発生したとき、第3号様式により、甲に報告するものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第12条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動について、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時の医療救護に関する協定」との整合性を図り、その円滑な実施を確保することができるよう、京都府と必要な調整を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成19年3月12日から平成20年3月11日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙双方から別段の意志表示がないときは、この協定は更に1年間延長され、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた時は、又はこの協定に定めのない次項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 19 年 3 月 12 日

(甲) 木津川市長 藤原秀夫 印
笠置町長 中西巖 印
和束町長 堀忠雄 印
精華町長 木村要 印
南山城村長 橋本洋一 印

(乙) 社団法人相楽医師会長
飯田泰啓 印

別表第 1

(1) 医療救護班員に対する報償

救護班員	報償の額
医師及び看護婦等	京都府災害救助法施行細則（昭和 38 年京都府規則第 26 号）第 11 条に定める額に準ずる

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規程による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）

別表第 2

救護班員	区分	報償内容
医師及び看護婦等	業務災害の補償	各市町消防団員等公務災害補償条例に定める額

災害発生時における緊急対応に関する協定書

精華町（以下「甲」という。）と精華町建設業協会（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として災害発生時における緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲が管理する公共施設等の応急復旧等を行うことについて甲と乙とが協力し、町民の安全安心を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害とする。

2. この協定において「緊急対応」とは、災害発生時における公共施設等の応急復旧等をいう。

（平常時の準備）

第3条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

- (1) 災害発生時における連絡体制
- (2) 乙に所属する協会員等からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（緊急対応の要請等）

第4条 甲は、災害時において、公共施設等の緊急対応のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、別に定める応援協力要請書（様式1）により要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

（乙の緊急対応内容）

第5条 甲の緊急対応を応援するため、乙は、甲の指示により次の各号に定める業務を行う。

- (1) 緊急対応に必要な建設機械および資材の確保並びに速やかな提供
- (2) 甲が管理する公共施設等の応急復旧工事
- (3) その他必要と認める緊急対応

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく協力内容のうち、前条各号の資材、機材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等に従い算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

（活動報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づく要請により、第5条各号の業務における活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、緊急対応を終了した後に報告書を提出するものとする。

2. 報告書は、被害個所状況調査書（様式2）、土木工事共通仕様書、土木請負工事必携及び土木工事施工管理基準に基づいて作成するものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 乙が緊急対応に伴い、第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

（災害補償）

第9条 第5条の規定により緊急対応に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にか

かり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年5月31日までとする。

(前協定の効力)

第11条 甲と乙が令和2年6月1日付けで締結した災害発生時における緊急対応に関する協定書は、この協定の締結により、その効力を失う。

(災害工事の受注)

第12条 緊急活動に参加した乙の会員は、甲に対し、その災害復旧工事の請負等の契約に基づく受注を求めてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月1日

甲	精 華	
	町 長	杉浦正省
乙	精華町建設業協会	
	会 長	西島周次

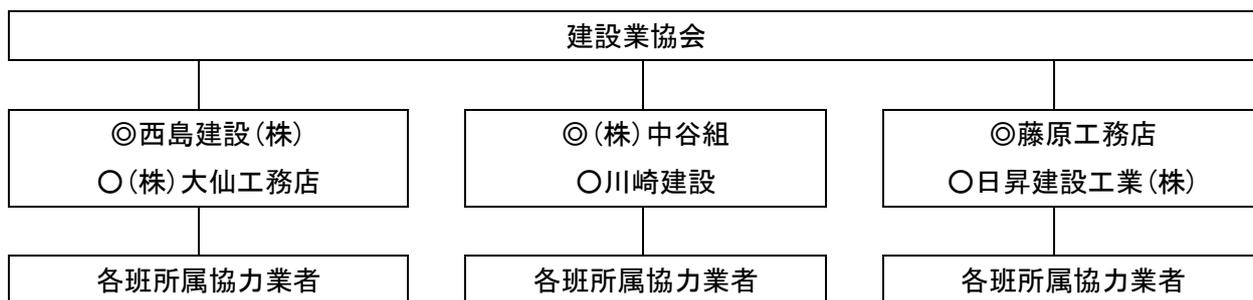
精華町建設業協会災害支援体制組織図

祝園地区 1 班		祝園地区 2 班		山田荘地区 他	
協力業者名	連絡先	協力業者名	連絡先	協力業者名	連絡先
◎ 西島建設(株)	94-2043	◎ (株)中谷組	94-4061	◎ (株)藤原工務店	72-0615
○ (株)大仙工務店	94-3171	○ 川崎建設	94-3839	○ 日昇建設工業(株)	93-0878
裏出建設工業(株)	93-0533	(株)岩井組	94-4764	(株)誠工務店	72-3209
(株)シーテック	93-1219	星山工業(株)	94-4115	(株)イチグミ	93-3285
酒井工業	93-0195	はやし興業	94-3203	(株)杉山組	93-0234
(株)森忠建設造園	94-4759	(株)杉山建設	94-2424	徳建設	72-1867
喜多商店(株)	94-3010	西島組	94-4027	藤原設備工業所(有)	72-0929
(株)金崎工務店	94-2314	西島興業	94-2332	(株)アート建設工業	71-8750
大和住建(株)	94-4149	西島商店	94-4028	(株)平成建設	93-0552
中江建設	94-2092	大和建设工業	94-4631	辻井建設	94-5206
精東建設	93-3818	岩藤建設	94-2155	永岡建設	94-5651
優建設	94-5116	野田建設	94-4287		

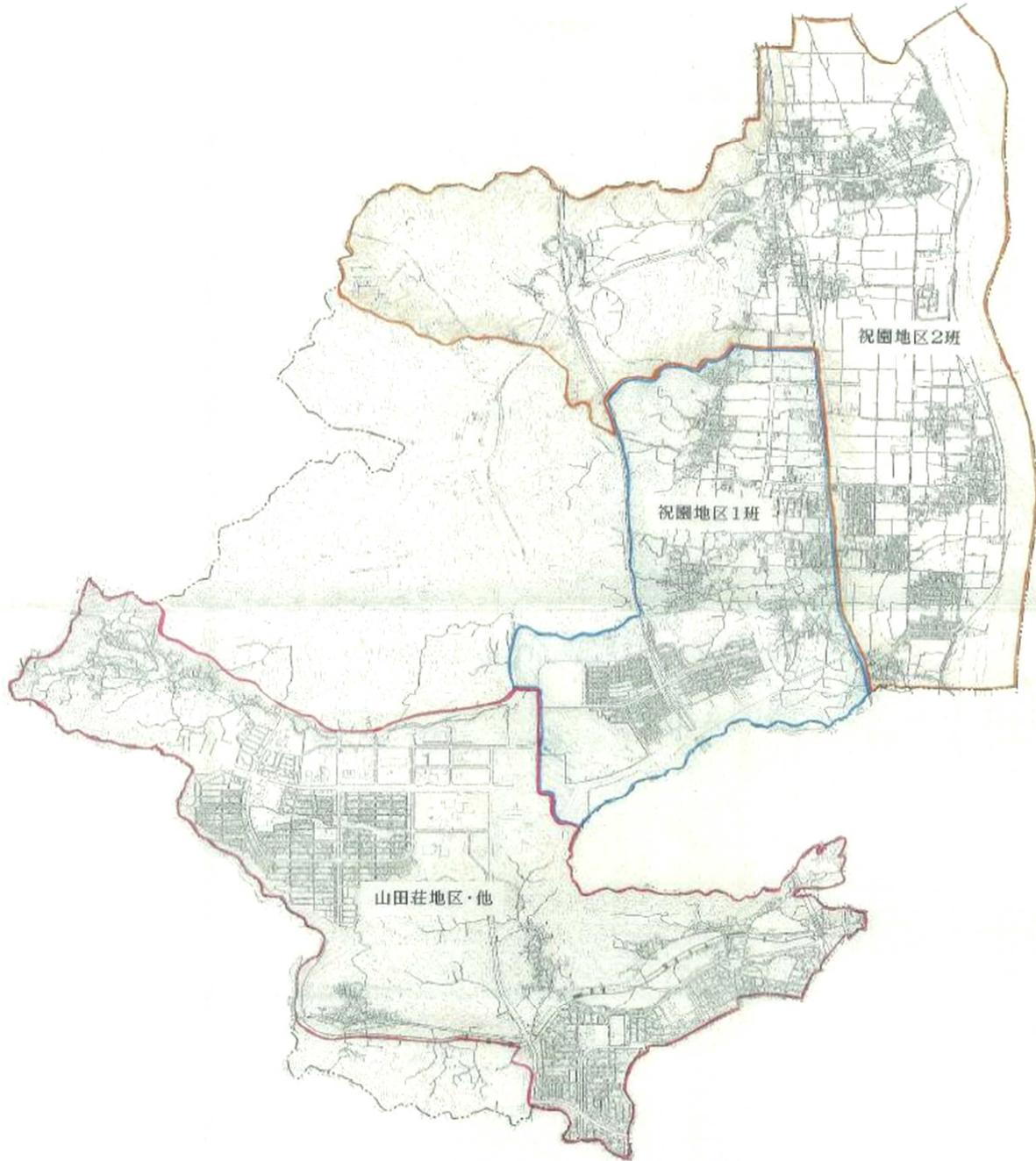
◎ : 地区班長

○ : 副班長

【連絡系統図】



【分担地区割図】



【分担地域】

祝園地区1班	祝園地区2班	山田荘地区 他
JR線より西側（狛田を除く）・植田・南稲・祝園・西・北稲・谷・精華台全域	JR線より東側の地域（狛田地域及び旭地区を含む）	桜が丘全域・光台全域・（東畑・山田・乾谷・柘榴）地域

2 連絡先一覧

目 次

資料 2-1	京都府関連機関の所在地及び電話番号	1
資料 2-2	府内消防本部の所在地及び電話番号	3
資料 2-3	指定行政機関・指定地方公共機関等一覧表	4
資料 2-4	自主防災組織一覧	7
資料 2-5	緊急時連絡先一覧	9

京都府関連機関の所在地及び電話番号

【京都府】

機関	所在地	電話番号
危機管理部 原子力防災課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 1 号館 6 階	(075)414-4473 Fax(075)414-4477
建設交通部 河川課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 2 号館 6 階	(075)414-5282 Fax(075)432-6312
建設交通部 砂防課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 2 号館 6 階	(075)414-5313 Fax(075)432-6312
山城広域振興局 木津地域総務防災課	〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1	(0774)72-0051 FAX(0774)72-8531
山城広域振興局 企画総務部総務室	〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6	(0774)21-2101 FAX(0774)21-2106
山城南土木事務所	〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1	(0774)72-1151 FAX(0774)72-0830
山城南保健所	〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1	(0774)72-4300 FAX(0774)72-8412
山城教育局	〒610-0331 京都府京田辺市田辺明田 1	(0774)62-0008 FAX(0774)62-9207
木津警察署	〒619-0214 木津川市木津南垣外 15	(0774)72-0110
祝園交番	〒619-0244 相楽郡精華町北稻八間甲斐ノ元 15-3	(0774)94-2033
光台交番	〒619-0237 相楽郡精華町光台七丁目 1-6	(0774)94-3110
相楽交番	〒619-0223 木津川市相楽台 3-4-2	(0774)73-6033

【府内市町村】

市町村名		所在地	電話番号
京都市		〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る本能寺前町 488	(075)222-3111
福知山市		〒620-8501 福知山市字内記 13 の 1	(0773)22-6111
舞鶴市		〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044	(0773)62-2300
綾部市		〒623-8501 綾部市若竹町 8 の 1	(0773)42-3280
宇治市		〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33	(0774)22-3141
宮津市		〒626-8501 宮津市柳繩手 345 の 1	(0772)22-2121
亀岡市		〒621-8501 亀岡市安町野々神 8	(0771)22-3131
城陽市		〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	(0774)52-1111
向日市		〒617-8665 向日市寺戸町中野 20	(075)931-1111
長岡京市		〒617-8501 長岡京市開田 1 丁目 1 の 1	(075)951-2121
八幡市		〒614-8501 八幡市八幡園内 75	(075)983-1111
京田辺市		〒610-0393 京田辺市田辺 80	(0774)63-1122
京丹後市		〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889	(0772)69-0001
京都南丹市		〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47	(0771)68-0001
木津川市		〒619-0286 木津川市木津南垣外 110-9	(0774)72-0501
乙訓郡	大山崎町	〒618-8501 乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3	(075)956-2101
久世郡	久御山町	〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	(075)631-6111
綴喜郡	井手町	〒610-0302 綴喜郡井手町井手東高目 8	(0774)82-2001
	宇治田原町	〒610-0289 綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口 18	(0774)88-2250
相楽郡	笠置町	〒619-1303 相楽郡笠置町笠置西通 90 の 1	(0743)95-2301
	和束町	〒619-1295 相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14 の 2	(0774)78-3001
	南山城村	〒619-1411 相楽郡南山城村北大河原小字久保 14 の 1	(0743)93-0102
船井郡	京丹波町	〒622-0292 船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1	(0771)82-0200
与謝郡	与謝野町	〒629-2262 与謝郡与謝野町字岩滝 1798 の 1	(0772)46-3001
	伊根町	〒626-0493 与謝郡伊根町字日出 651	(0772)32-0501 FAX(0772)32-1333

【町施設】

名称	所在地	電話番号
町地域福祉センターかしのき苑	〒619-0243 大字南稲八妻小字砂留 22-1	94-5200
町立体育館コミュニティセンター	〒619-0245 下狛神ノ木 8	98-0200

府内消防本部の所在地及び電話番号

消防本部名	所在地	電話番号
京都市消防局	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 450-2	(075)231-5311
福知山市消防本部	〒620-0933 福知山市東羽合町 46 番地の 1	(0773)24-0119
舞鶴市消防本部	〒625-8555 舞鶴市字北吸小字糸 1044	(0773)66-0119
綾部市消防本部	〒623-0031 綾部市味方町アミダジ 20-2	(0773)42-0119
宇治市消防本部	〒611-0021 宇治市宇治下居 13 番地の 2	(0774)39-9400
城陽市消防本部	〒610-0111 城陽市富野東田部 33	(0774)54-0113
八幡市消防本部	〒614-8076 八幡市八幡植松 19-1	(075)981-4119
京田辺市消防本部	〒610-0331 京田辺市田辺 78	(0774)63-1125
久御山町消防本部	〒613-0043 久世郡久御山町島田ミスノ 11	(075)631-1515
精華町消防本部	〒619-0244 相楽郡精華町大字北稲八間小字寄田長 31	(0774)94-5119
乙訓消防組合消防本部	〒617-0833 長岡京市神足芝本 9 番地	(075)952-0119
相楽中部消防組合消防本部	〒619-0214 木津川市木津白口 10 番地 2	(0774)72-2119
宮津与謝消防組合消防本部	〒629-2251 宮津市字須津 413 番地の 26	(0772)46-6119
京都中部広域消防組合消防本部	〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-9-1	(0771)22-9580
京丹後市消防本部	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波 826-1	(0772)62-8119

資料 2-3 指定行政機関・指定地方公共機関等一覧表

指定行政機関・指定地方公共機関等一覧表

【指定地方行政機関】

機関名	住所	電話番号
近畿管区警察局	〒540-0008 大阪市中央区谷町 2 丁目 11	(06)6944-1234
近畿財務局	〒540-8550 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06)6949-6390
京都財務事務所	〒606-8395 京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町 34-12 京都第 2 地方合同庁舎 2 階	(075)752-1417
近畿厚生局	〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階	(06)6942-2241
近畿農政局	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	(075)451-9161
近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75	(050)3160-6700
近畿経済産業局	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	(06)6966-6001
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06)6966-6056 総括係 6052
近畿運輸局	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4 丁目 1-76 大阪合同庁舎 4 号館	(06)6949-6404
近畿地方整備局	〒540-8586 大阪市中央区大手前 3-1-41 大阪合同庁舎 1 号館	(06)6942-1141
大阪航空局 (大阪空港事務所)	〒560-0036 豊中市螢池西町 3 丁目 371	(06)6843-1121
大阪管区气象台	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4 号館	(06)6949-6300
京都地方气象台	〒604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町 38	(075)841-3006
第八管区海上保安本部	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	(0773)76-4100
近畿総合通信局	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 4 階	(06)6942-8502 総合通信相談所
京都労働局	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451	(075)241-3211

【自衛隊】

機関名	住所	電話番号
陸上自衛隊第7普通科連隊	〒620-8502 福知山市字天田無番地	(0773)22-4141
〃 第4施設団	〒611-0031 宇治市広野町風呂垣外1-1	(0774)44-0001
海上自衛隊舞鶴地方隊 舞鶴地方総監部	〒625-8510 舞鶴市余部下1190	(0773)62-2250
海上自衛隊第23航空隊	〒625-0086 舞鶴市長浜731-20	(0773)62-9100

【指定公共機関】

機関名	住所	電話番号
西日本電信電話株式会社 (京都支店)	〒604-8172 京都市中京区烏丸三条上ル場之町604	(075)241-9416
株式会社NTTドコモ関西支社	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目10番1号梅田DTタワー	(06)6457-8950
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	〒100-8019 東京都千代田区大手町2丁目3番1号	(03)6700-3000
ソフトバンク株式会社	〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号	(03)6889-2000
日本赤十字社(京都府支部)	〒602-8044 京都市上京区立売通油小路西入東橋詰町178	(075)468-1182
西日本旅客鉄道株式会社 京都支社	〒601-8411 京都市南区西九条北ノ内町5-5	(075)682-8004
関西電力株式会社 (京都支店)	〒600-8216 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579	(075)361-7171
大阪ガス株式会社 (京滋事業部)	〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93	(0120)8-94817
独立行政法人水資源機構 (木津川ダム総合管理所)	〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2	(0595)64-8961 Fax(0595)64-8964
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1-13	(06)6344-8888
日本放送協会(京都放送局)	〒604-8515 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町576	(075)251-1111
日本通運株式会社 (京都支店)	〒600-8214 京都市下京区東塩小路高倉町2番1	(075)606-1102
日本銀行(京都支店)	〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町535	(075)212-5151
日本郵便株式会社 (京都中央郵便局)	〒600-8216 京都府京都市下京区東塩小路町843-12	0570-943-790

【指定地方公共機関】

機関名	住所	電話番号
株式会社京都放送	〒602-8588 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町 600-1	(075)431-2160
株式会社エフエム京都	〒600-8566 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCONKARASUMA8F	(075)344-0894
近畿日本鉄道株式会社	〒543-8585 大阪市天王寺区上本町 6-1-55	(06)6775-3355
一般社団法人京都府LPガス協会	〒615-0042 京都市右京区西院東中水町 17 京都府 中小企業会館 6F	(075)314-6517
一般社団法人京都府医師会	〒601-8306 京都市南区吉祥院宮ノ西 9-1	(075)314-6517
関西鉄道協会都市交通研究所	〒530-0004 大阪市北区堂島浜 2 丁目 1-25 中央電気倶楽部内 3F	(06)6341-4950
一般社団法人 京都府バス協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 51-5	(075)691-6517
一般社団法人 京都府トラック協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町 48-3	(075)671-3175

自主防災組織一覧

【自主防災組織関連】

令和 7 年 4 月 1 日現在

	名 称	発足年月日	備考
1	光台七丁目防災会	平成 5 年 8 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 9 年度)
2	桜が丘四丁目防災会	平成 6 年 10 月 1 日	〃
3	桜が丘三丁目防災会	平成 7 年 4 月 1 日	〃
4	滝ノ鼻防災会	平成 7 年 11 月 1 日	〃
5	光台六丁目防災会	平成 8 年 8 月 4 日	〃
6	光台四丁目自主防災会	平成 9 年 9 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 10 年度)
7	谷自主防災会	平成 10 年 3 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 12 年度)
8	光台五丁目自主防災会	平成 10 年 4 月 19 日	〃
9	光台八丁目自主防災会	平成 10 年 6 月 1 日	〃
10	桜が丘二丁目自主防災会	平成 11 年 8 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 13 年度)
11	里自主防災会	平成 13 年 1 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 15 年度)
12	中久保田自主防災会	平成 14 年 10 月 1 日	〃
13	乾谷自主防災会	平成 15 年 10 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 17 年度)
14	精華台四丁目自主防災会	平成 16 年 4 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 18 年度)
15	精華台三丁目自主防災会	平成 16 年 4 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 19 年度)
16	精華台一丁目自主防災会	平成 17 年 3 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 20 年度)
17	中自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 22 年度)
18	山田自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日	〃
19	菱田自主防災会	平成 19 年 8 月 26 日	〃
20	僧坊自主防災会	平成 21 年 1 月 1 日	〃
21	南自主防災会	平成 21 年 10 月 1 日	〃
22	精華台一丁目トチノキ自主防災会	平成 22 年 4 月 4 日	防災資機材配備済み (平成 24 年度)
23	南稲自主防災会	平成 23 年 1 月 23 日	〃
24	精華台二丁目自主防災会	平成 23 年 5 月 15 日	〃
25	柘榴自主防災会	平成 23 年 7 月 1 日	〃
26	舟自主防災会	平成 23 年 7 月 25 日	防災資機材配備済み (平成 26 年度)
27	桜が丘一丁目自主防災会	平成 23 年 9 月 3 日	〃
28	北稲自主防災会	平成 24 年 4 月 1 日	〃
29	植田自主防災会	平成 26 年 9 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 27 年度)
30	精華台五丁目自主防災会	平成 26 年 10 月 4 日	〃
31	光台九丁目自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日	防災資機材配備済み (平成 28 年度)
32	東畑自主防災会	平成 27 年 4 月 1 日	〃
33	菅井自主防災会	平成 28 年 4 月 1 日	防災資器材配備済み (平成 29 年度)
34	桜が丘三丁目イヌノロ自主防災会	平成 28 年 4 月 1 日	防砂資器材配備済み (平成 29 年度)
35	西北自主防災会	平成 31 年 4 月 1 日	防災資器材配布済み (令和元年度)
36	祝園西一丁目自主防災会	令和 5 年 4 月 1 日	防災資器材配布済み (令和 5 年度)
37	旭自主防災会	令和 5 年 11 月 12 日	
38	東自主防災会	令和 6 年 11 月 1 日	
39	アス・マニッシュ・コート自主防災会	令和 7 年 4 月 1 日	

【精華町学研地区防災連絡協議会】

令和7年7月1日現在

会長 株式会社けいはんな

加田 勝彦

副会長 京セラ株式会社けいはんなリサーチセンター

藤尾 秀文

副会長 精華町総務部長

浦本 佳行

会 計 サントリーホールディングス株式会社

尾家 彰

監 事 国立研究開発法人情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所

滝島 和音

会社名	所在地	電話 (FAX)
京セラ株式会社 けいはんなリサーチセンター	精華町光台三丁目 5 番地 3	95-2121 (95-2120)
京都府農林水産技術センター 京都府生物資源研究センター	精華町大字北稲八間小字大路 74 番地	93-3525 (93-3528)
株式会社 けいはんな	精華町光台一丁目 7 番地	95-5112 (98-2205)
株式会社 国際電気通信基礎技術研究所	精華町光台二丁目 2 番地 2	95-1189 (95-1108)
国立国会図書館関西館	精華町精華台八丁目 1 番地 3	98-1255 (94-9109)
株式会社 島津製作所基盤技術研究所	精華町光台三丁目 9 番地 4	39-3751 (39-3813)
国立研究開発法人情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所	精華町光台三丁目 5 番地 2	98-6802 (98-6955)
NTT西日本 株式会社	精華町光台二丁目 4 番地	93-7011 (98-2011)
サントリーホールディングス株式会社	精華町精華台八丁目 1 番地 1	050-3182-1178 (98-6262)
ニデック株式会社 ニデックけいはんなテクノロジーセンター	精華町光台三丁目 9 番地 1	81-1111 (81-8888)
精華町	精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地	94-2004 (93-2233)
消防本部	精華町大字北稲八間小字寄田長 3 1 番地	94-5119 94-5493

緊急時連絡先一覧

令和 6 年 4 月現在

注：京都府衛星通信系防災情報システム

衛星の場合 7-xxx-****

地上の場合 8-xxx-****

		防災情報システム電話	F A X
京都府山城広域振興局	企画総務部総務室	-750-8101	-750-8100
	(宿直)	-750-8108	
	地域総務室	-770-8101	-770-8100
	(宿直)	-770-8108	
京都府山城南土木事務所	河川砂防室	-770-8111	-770-8110
京都府庁	災害対策本部室	-700-8111~7	
	防災室	-700-8110	-700-8102
陸上自衛隊第七普通科連隊	当直指令室	-835-8108	
	三科	-835-8103	-835-8100
陸上自衛隊大久保駐屯地	第四施設団当直室	-757-8101	
	第四施設団第三科	-757-8109	-757-8100
	102 施設機材隊本部	-757-8103	
木津警察署		0774-72-0110	
	指令センター		0774-72-6938
京都地方気象台	宿直室	-717-8108	
	技術課現業室		-717-8100
	防災業務課	-717-8101	
日本放送協会京都放送局	放送部	-718-8101	-718-8100
株式会社京都放送	報道室	-719-8101	-719-8100
株式会社エフエム京都	ニュースコーナー	-724-8103	-724-8100
株式会社 KCN 京都		95-0082	95-0083
日本赤十字社京都府支部	支部事務局	-720-8101	-720-8100
一般社団法人京都府医師会	地域医療課	-721-8101	-721-8100
大阪ガス株式会社北東部導管部 保安指令センター		0729-66-5314	
大阪ガス株式会社導管事業部京滋導管 保安センター	対策室	-723-8101~3	-723-8100
関西電力株式会社京都支店	総務・広報グループ	-725-8101	-725-8100
西日本電信電話株式会社京都支店	災害対策本部室	-726-8101	-726-8100
西日本旅客鉄道株式会社長尾駅		072-857-6104	
近鉄日本鉄道株式会社新田辺駅		62-0058	
西日本高速道路株式会社 茨木管理事務所		072-622-4887	

3 基準・用語

目 次

資料 3-1	避難基準	1
資料 3-2	避難指示等のアナウンス文例	5
資料 3-3	警報・注意報発表基準一覧	6
資料 3-4	風水害に関する用語	8
資料 3-5	気象庁震度階級関連解説	11
資料 3-6	原子力災害に関する用語	15
資料 3-7	被害程度の認定基準	20
資料 3-8	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準	23
資料 3-9	被害認定調査フロー	27
資料 3-10	食料品の調達等系統	28
資料 3-11	生活必需物品の調達系統	29
資料 3-12	自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統	30
資料 3-13	災害対策本部の腕章及び標識	31
資料 3-14	消防信号	33

避難基準

1-1. 【土砂災害】避難指示等の基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	1～2のいずれかに該当した場合 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
警戒レベル4 避難指示	1～5のいずれかに該当した場合 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が切迫） 1～3のいずれかに該当した場合 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合（災害発生を確認） 3 土砂災害の発生が確認された場合

注：上記は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

1-2. 土砂災害の前兆現象

状況	現象の内容
直前	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等）がする。
	溪流の流水が急激に濁り、流木などが混ざっている
	降雨が続いているにも係らず、溪流の水位が急に減少しはじめる（上流に崩壊が発生し流れが止められている危険があるため）
	異様な山鳴りや地鳴りがする
	斜面に亀裂、はらみができる
数時間前	溪流付近の斜面が崩壊したり、落石などが発生している音がする
	立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる
	斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路・トンネル等のクラック
	小石等の落石
	新しい湧水の発生
湧水の濁り、溪流の流水の異常な濁りの発生	

2. 【水害】避難指示等の基準

(1) 木津川（洪水予報河川）

区 分	発令基準									
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～5のいずれかに該当する場合</p> <p>1 洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）（下表）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">水位観測所</th> <th style="text-align: center;">避難判断水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">加茂</td> <td style="text-align: center;">5.9m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">祝園</td> <td style="text-align: center;">4.2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	河川名	水位観測所	避難判断水位	木津川	加茂	5.9m	木津川	祝園	4.2m
河川名	水位観測所	避難判断水位								
木津川	加茂	5.9m								
木津川	祝園	4.2m								
警戒レベル4 避難指示	<p>1～7のいずれかに該当する場合</p> <p>1 洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）（下表）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">水位観測所</th> <th style="text-align: center;">氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">加茂</td> <td style="text-align: center;">6.0m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">祝園</td> <td style="text-align: center;">4.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合</p> <p>3 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合</p> <p>4 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5 高山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>7 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	河川名	水位観測所	氾濫危険水位	木津川	加茂	6.0m	木津川	祝園	4.6m
河川名	水位観測所	氾濫危険水位								
木津川	加茂	6.0m								
木津川	祝園	4.6m								
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～5のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位（以下）に到達した場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">河川名</th> <th style="text-align: center;">水位観測所</th> <th style="text-align: center;">氾濫開始相当水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">加茂</td> <td style="text-align: center;">8.57m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木津川</td> <td style="text-align: center;">祝園</td> <td style="text-align: center;">7.03m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（災害発生を確認）</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>	河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位	木津川	加茂	8.57m	木津川	祝園	7.03m
河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位								
木津川	加茂	8.57m								
木津川	祝園	7.03m								

注：上表は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

(2) 煤谷川・山田川（水位周知河川）

区分	発令基準																		
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <table border="1" data-bbox="467 309 1121 387"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>避難判断水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.3m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>2.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水位観測所の水位が下表の水位を超えた状態で、次の①②いずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <table border="1" data-bbox="467 443 1121 521"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>1.4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	河川名	水位観測所	避難判断水位	煤谷川	菱田	1.3m	山田川	山田川	2.4m	河川名	水位観測所	水位	煤谷川	菱田	0.7m	山田川	山田川	1.4m
河川名	水位観測所	避難判断水位																	
煤谷川	菱田	1.3m																	
山田川	山田川	2.4m																	
河川名	水位観測所	水位																	
煤谷川	菱田	0.7m																	
山田川	山田川	1.4m																	
警戒レベル4 避難指示	<p>1～6のいずれかに該当する場合</p> <p>1 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合</p> <table border="1" data-bbox="467 835 1121 913"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.7m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>2.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水位観測所の水位が下表の水位を超えた状態で、次の①②のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <table border="1" data-bbox="467 969 1121 1048"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>1.3m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>1.7m</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>② 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 高山ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合、発令を検討</p> <p>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	河川名	水位観測所	氾濫危険水位	煤谷川	菱田	1.7m	山田川	山田川	2.7m	河川名	水位観測所	水位	煤谷川	菱田	1.3m	山田川	山田川	1.7m
河川名	水位観測所	氾濫危険水位																	
煤谷川	菱田	1.7m																	
山田川	山田川	2.7m																	
河川名	水位観測所	水位																	
煤谷川	菱田	1.3m																	
山田川	山田川	1.7m																	
警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1～5のいずれかに該当する場合 （災害が切迫）</p> <p>1 水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合</p> <table border="1" data-bbox="467 1462 1121 1563"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所</th> <th>氾濫開始相当水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煤谷川</td> <td>菱田</td> <td>2.0m</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>山田川</td> <td>3.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 （災害発生を確認）</p> <p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>	河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位	煤谷川	菱田	2.0m	山田川	山田川	3.6m									
河川名	水位観測所	氾濫開始相当水位																	
煤谷川	菱田	2.0m																	
山田川	山田川	3.6m																	

注：上表は、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災）・令和3年5月）を参考に作成

(3) 煤谷川・山田川以外の河川（中小河川・水路等）

区 分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。
警戒レベル4 避難指示	1～2のいずれかに該当する場合 1 近隣で浸水が拡大した。 2 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。
警戒レベル5 緊急安全確保	1～2のいずれかに該当する場合 1 排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖に至った。 2 近隣で浸水が床上に及んでいる。

避難指示等のアナウンス文例

1. 土砂災害

高齢者等避難	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>〇時〇分に精華町に大雨警報が発表されました。</p> <p>土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。</p> <p>〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。</p> <p>高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。</p>
避難指示	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>〇時〇分に精華町に土砂災害警戒情報が発表されました。</p> <p>土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難指示を発令しました。</p> <p>〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難して下さい。急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。</p>
緊急安全確保	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>△△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。</p> <p>未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。立退き避難が危険な場合は、崖から離れたところに避難し、命の危険が迫っているので直ちに身の安全を確保してください。</p>

2. 水害

高齢者等避難	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>（木津川・煤谷川・山田川）の水位が氾濫注意水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する高齢者等避難を発令しました。</p> <p>〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。</p> <p>高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。</p>
避難指示	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>（木津川・煤谷川・山田川）の水位が避難判断水位に到達し、氾濫のおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。</p> <p>〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。立退き避難が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。</p>
緊急安全確保	<p>緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保を発令。こちらは、精華町です。</p> <p>（木津川・煤谷川・山田川）の水位が氾濫危険水位に到達し、堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する緊急安全確保を発令しました。</p> <p>未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。立退き避難が危険な場合は、屋内の高いところに避難し、命の危険が迫っているので直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など安全な場所に避難し、命の危険が迫っているので直ちに身の安全を確保してください。</p>

警報・注意報発表基準一覧

1. 町の雨量に基づく基準

令和5年6月8日現在（発表官署 京都气象台）

精華町	府県予報区		京都府	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		山城南部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合		
気象警報に含めて行う特別警報		地面現象特別警報（大雨等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の特別警報）については、警報事項を気象特別警報に含めて行う		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準 18	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準 118	
	洪水		流域雨量指数基準 複合基準※ ¹	煤谷川流域=7.5、山田川=9 —
			指定河川洪水予報による基準	木津川下流 [加茂]
		暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	
		土壌雨量指数基準	92	
	洪水	流域雨量指数基準	複合基準	煤谷川流域=6、山田川=7.2 —
		指定河川洪水予報による基準	木津川下流 [加茂]	
		強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨※ ²		
	低温	最低気温-4℃以下※ ³		
霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合			
着雪	24時間降雪の深さ：30cm 以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm	

※1（表面宇正指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は京都气象台の値

※3 気温は京都气象台の値

2. 【山城南部】大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
山城南部	木津川市	1 1	1 2 1
	笠置町	1 4	1 2 3
	和束町	1 4	1 2 3
	精華町	1 8	1 1 8
	南山城村	1 4	1 2 4

表面雨量指数（対象災害：浸水害）は、1km四方毎に設定している。同一市町村では一律の値である。

土壌雨量指数（対象災害：土砂災害）は、1km四方毎に設定している。欄中、土壌雨量指数基準には、市町村における基準の最低値を示している。

3. 【山城南部】洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村	流域雨量指数基準	複合基準 ^{※1}	指定河川洪水予報による基準
山城南部	木津川市	天神川下流=5.1, 不動川流域=5.8 鳴子川流域=7.5, 井関川流域=5.4 山田川流域=9.7, 赤田川流域=6.5 新川流域=6.1, 和束川流域=15.7	井関川流域=(5, 4.7) 赤田川流域=(9, 5.3)	木津川下流[加茂]
	笠置町	白砂川流域=17.1, 打滝川流域=8.8 横川流域=6.6	—	木津川下流[岩倉] 木津川下流[加茂]
	和束町	和束川流域=14.4, 中村川流域=5.3 南川流域=6.6	和束川流域=(5, 14.3)	木津川下流[岩倉] 木津川下流[加茂]
	精華町	煤谷川流域=7.5, 山田川流域=9	—	木津川下流[加茂]
	南山城村	名張川流域=57.8	—	木津川下流[岩倉]

流域雨量指数基準は、河川の流路に沿って1km四方毎に設定している。基準値は代表格子（災害との統計調査を実施する格子、市町村内中心部や水害多発地域などを選択）における値である。

複合基準は、表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表す。

風水害に関する用語

【あ】

<p>大雨特別警報</p> <p>気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。</p> <p>雨量を基準とする大雨特別警報</p> <p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</p> <p>台風等の強度を基準とする大雨特別警報</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上</p>

【か】

急傾斜地崩壊
雨や雪解け水が地中にしみこみ、持続的に斜面が滑り出すおそれがある箇所

【た】

特別警戒水位						
水位周知河川（中小河川）において、付近の住民が避難を開始するために設定された水位。避難判断水位と同意。						
土石流危険溪流						
<p>山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る危険性がある溪流の周辺箇所</p> <p>※土石流はかつて、「山津波」「鉄砲水」「山潮」などと呼ばれ、土石流の現象は、これを目撃した人々の話から、次のように言われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流は、夕立雲のように煙をたて、石、砂、泥、木が小山のように流れ、石がこすれあうことによる火薬のような臭いや、木がこすれあうことによる生臭い臭いがすることがある。 ・土石流中の大木は、土石流の進む方向に回転しながら流れる。また、根のついた大木が立ったまま流れている場合もある。 ・土石流が沢を流れ下るときにゴロゴロという雷のような音がする。 						
土砂災害警戒（危険）箇所						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">地形</th> <th style="width: 35%;">保全対象要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 5px;">土石流危険溪流</td> <td style="padding: 5px;">溪流の勾配が15度以上で保全対象要件に該当する溪流</td> <td style="padding: 5px;">保全人家が存在するか、住宅等新規立地が可能と考えられる溪流または箇所</td> </tr> </tbody> </table>		地形	保全対象要件	土石流危険溪流	溪流の勾配が15度以上で保全対象要件に該当する溪流	保全人家が存在するか、住宅等新規立地が可能と考えられる溪流または箇所
	地形	保全対象要件				
土石流危険溪流	溪流の勾配が15度以上で保全対象要件に該当する溪流	保全人家が存在するか、住宅等新規立地が可能と考えられる溪流または箇所				

急傾斜地 崩壊危険箇所	傾斜度が30度以上で高さが5m以上の急傾斜地（人工斜面を含む）で保全対象要件に該当する箇所	
地すべり危険箇所	地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）	
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域		
土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。		
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域	
土砂災害警戒情報を補足する情報		
本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と府が発表する「府土砂災害警戒情報システム」（町の場合）を総称した情報。		
土砂災害警戒判定メッシュ情報		
土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図。「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁HPや防災情報提供システムで提供されている。		
地すべり危険箇所		
雨や雪解け水が地中にしみこみ、傾斜地の地表が、持続的に滑り出すおそれがある箇所。多くの場合、粘土をすべり面とする。		

【は】

氾濫危険情報（洪水情報）
住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川及び河川管理者により指定された河川（水位周知河川）について、水位が氾濫危険水位（危険水位）に達した場合には、「〇〇川氾濫危険情報」が発表される。
氾濫危険水位（危険水位）
基準地点の受け持ち区間において、氾濫のおそれが生じる水位。
氾濫警戒情報（洪水警報）
住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が避難判断水位に到達した場合又は一定時間後*氾濫危険水位に達すると予想された場合には、「木津川氾濫警戒情報」（町の場合）が発表される。 ※ 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間
氾濫注意情報（洪水注意報）

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して注意を要するレベルとなるときに発表される洪水予報。洪水予報河川について、水位が氾濫注意水位に到達しさらに一定時間後[※]に水位が上昇すると予想された場合には、「木津川氾濫注意情報」（町の場合）という形で発表される。

※ 要配慮者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間

氾濫注意水位（警戒水位）

出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

氾濫発生情報（洪水情報）

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫が発生しているレベルとなるときに発表される洪水予報。氾濫している地域では新たな避難行動はとらない。

避難判断水位

氾濫危険水位（危険水位）から一定時間[※]の水位変化量を差し引いた水位。

※ 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間

気象庁震度階級関連解説

1. 使用にあたっての留意事項

- ① 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- ② 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物のなかでも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ③ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害が異なります。
- ④ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- ⑤ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- ⑥ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的にはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

2. 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、震度計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚になる食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3. 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建築（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

4. 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

5. 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

6. ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

7. 大規模構造物への影響

長周期地震動による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定している物につかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の 天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

原子力災害に関する用語

【あ】

安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになるので、放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関して効果がある。

安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。

また、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があるので注意を要する。

EAL

緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）」をいう。

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準をいう。

原子力施設における緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力災害対策指針において設定される、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される「緊急時活動レベル」のことである。

飲食物摂取制限

放射性物質で汚染した飲料水や食物の摂取を制限すること。汚染した飲食物の摂取を制限することにより、内部被ばくを低減することができる。

厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、食品中の放射性物質の暫定規制値として原子力安全委員会が「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」の中で示している「飲食物摂取制限に関する指標」を用いてきたが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、長期的な観点から食品中の放射性物質に係る規格基準を新たに設定した。平成 24 年 4 月 1 日から施行されている新しい基準値では、放射性物質を含む食品による被ばく線量の上限が、年間 5 ミリシーベルトから 1 ミリシーベルトへと引き下げられた。

新しい規格基準では、規制の対象とする放射性核種は、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある放射性核種としてセシウムを挙げ、放射性セシウム以外の核種については、放射性セシウムとの比率を算出し、合計して 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定している。また、食品区分に乳児用食品が新たに組み入れられた。

設定された規格基準（食品区分と放射性セシウムの基準値）は以下のようになっている。

食品区分	放射性セシウムの基準値(Bq/kg)
飲料水	10
乳幼児食品	50
牛乳	50
一般食品	100

屋内退避

原子力災害時に住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため、建物内に退避すること。

屋内退避及び避難等に関する指標

原子力災害時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。以下に示す「屋内退避及び避難等に関する指標」が原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（防災

指針) に示されている。これらの値は、急性の放射線障害を起こさないことを基本とし、対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益等を考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所により予測線量が異なることなどによるものである。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv[ミリシーベルト])		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があればコンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

注)

予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

〇 I L

運用上の介入レベル(〇 I L: Operational Intervention Level)」という。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のことである。

国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準(〇 I L)に照らして、必要な措置(避難や一時移転、飲食物の摂取制限など)の判断を行い、これを実施することが必要となる。

オフサイトセンター(緊急事態応急対策拠点施設)

オフサイトセンターは、原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設であり、オフサイトセンターとよばれる。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を提供する。

【か】

過酷事故

設計上想定していない事態が起こり、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至るような事故のこと。

核燃料物質
ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質をいう。
核種（放射性核種）
すべての物質は原子からできており、固有の原子番号・質量数によって区分される原子核を核種という。 核種のうち、放射能をもつものを放射性核種（放射性同位体）と呼ぶ。放射性核種は、一般に過剰なエネルギーを持ち不安定であるため、過剰なエネルギーを放射線として放出し、安定な別の物質（核種）に変わる（壊変）する性質をもっている
緊急時モニタリング
「緊急時環境放射線モニタリング」のことをいう。 緊急時環境放射線モニタリングは、放射性物質を大量に保有又は取り扱う原子力発電所等で異常事態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出されたとき、又はそのおそれがあるときに、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急時実施されるモニタリングである。
原子力緊急事態宣言
原子力発電所等において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態及びEALの「全面緊急事態」に至った場合、内閣総理大臣が同法第15条第2項に基づき、発出する緊急事態宣言のこと。 この宣言により、国においては原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部長：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される
広域一時滞在
市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在を「広域一時滞在」という。 市町村長は、広域一時滞在有の必要があると認める場合、当該被災住民の受入れについて、他の市町村の市町村長と協議する。
広域避難
広域的に拡散する危害事象（自然災害、原子力災害など）から身を守るための地域を超えた回避行動をいう。
コンクリート屋内退避
原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建家内に退避してもらうこと。 コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建家への退避が行われる。

【さ】

シーベルト（Sv）
シーベルト（Sv）は、被ばくによる確率的影響（がん、遺伝性影響など）の生じるリスクを推定するための尺度となる線量（等価線量及び実効線量）の単位である。等価線量は各組織・臓器の吸収線量（Gy）に放射線の種類及びエネルギーによる確率的影響の差を補正する放射線荷重係数を乗じて求められ、実効線量は各臓器・組織の等価線量にその組織・臓器の組織荷重係数（全体を1として規格化）を乗じて総和したもので求められる。
J-ALERT（ジェイ - アラート）
J-ALERTとは、「全国瞬時警報システム」のことであり、通信衛星と市町村の同報系

防災行政無線等を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム
スクリーニング
<p>原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する。これをスクリーニングという。</p> <p>スクリーニングを実施した結果、放射能汚染等の応急除染が必要と認められる者は、救護所要員による指示のもとに、自分で除染を行う。残存汚染がある者、また医療処置が特に必要と認められる者については、二次被ばく医療施設に転送される。</p>
除染
<p>身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去する、あるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。</p> <p>物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の汚染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。</p>

【た】

特定事象
<p>特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条及び防災基本計画に基づき原子力事業者（原子力防災管理者）が国、関係地方公共団体への通報を義務つけられている、次の基準または施設の異常事象のことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合 ・ 排気筒等の通常放出場所において、拡散等を考慮して敷地境界で $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当する放射性物質が検出された場合 ・ 管理区域外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当する放射性物質が検出された場合 ・ 事業所外運搬に使用する輸送容器から 1 m 離れた場所において $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合 ・ 原子炉の運転、加工、再処理、核燃料物質の使用、使用済燃料の貯蔵等のための施設の内部（原子炉本体内部を除く）において、核燃料物質による臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合、等 ・ 実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として主務省令で定めるもの

【は】

P A Z
<p>(Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域)</p> <p>原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。</p> <p>P A Z の範囲は、原子力発電所等の施設から概ね半径 5 k m の区域を目安とするとされている。</p>
ベクレル (Bq)
<p>放射能の量を表す単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。</p>
放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子（放射性核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。また、個々の核種を限定しない場合は、放射性核種のことを総称して放射性物質ということもある。
放射性プルーム（放射性雲）
<p>気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。</p> <p>放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはないが、放射性プルームが上空を通過中に、この中の放射性物質から出される放射線を受ける（外部被ばく）。放射性ヨウ素などは、放射性プルームが通過する間に地表面などに沈着するため、通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの外部被ばくがある。また、放射性プルームの通過中の放射性ヨウ素などを直接吸入すること及び放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても放射性ヨウ素などを体内に取込むことになり、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける（内部被ばく）。</p>
放射線
ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたエックス線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能
不安定な原子核は放射線を放出してより安定な原子核に変わる。この時、原子核から放出される放射線の種類には、アルファ線（ α 線）、ベータ線（ β 線）、ガンマ線（ γ 線）などがあり、原子核が放射線を出す能力を放射能という。放射能の単位はベクレル（Bq）で表される。

【も】

モニタリングポスト
<p>放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。</p> <p>環境の放射線量率の測定は、通常、ガンマ線を対象に行われ、検出器としてガンマ線に感度のよい、蛍光作用を利用した「シンチレーション検出器」や電離作用を利用した「電離箱式検出器」がよく用いられる。これらの測定器は、平常時の放射線レベルから緊急事態全般に渡る広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。一部の地域では、中性子線の検出もできるようになっている。</p>

【や】

UPZ
<p>（Urgent Protective action Planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）</p> <p>原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの範囲は、原子力発電所等の施設から概ね半径30kmを目安とするとされている</p>

資料 3-7 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準		
	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(解釈) 必ずしも一棟の建物に限らない。たとえば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家とみなす。</p>
	世帯	<p>生計を一つにしている実際の生活単位</p> <p>(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿者等を1世帯として取り扱う。</p>
	全壊(焼)	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p>
	半壊(焼)	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの(大規模半壊50%以上70%未満、その他20%以上50%未満)、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満(大規模半壊40%以上50%未満、その他20%以上40%未満)のもの</p>

用 語		被 害 程 度 認 定 基 準	
住家被害	一部損壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度のもの	
非住家被害	住 家	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (解釈) 社会通念上住家と称せられるものであっても、現実には人が居住していない場合は非住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物	
その他の被害	田	流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
	畑	流出・埋没	田に準ずる
		冠 水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設	
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋	
	河 川	河川法（昭和 36 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床土とその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸	
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設	
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害	
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの	

用語		被害程度認定基準	
その他の被害	林地崩壊	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃溪流数の合計数とする。	
	被害船舶	櫓かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの	
	通信被害	災害により通話不能となった電話の回線数	
	水道	・上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。 ・下水道管渠被害延長及び被害人孔個数	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。	
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	
被災世帯等	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。	
	被災者数	被災世帯の構成員とする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び下水道とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、たとえばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害		建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

昭和 38 年京都市規則第 26 号

平成 25 年 10 月 1 日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 100 人 1 日当たり 30,000 円以内 (加算額) 冬季(10~3月)別に定める額を加算 ※ 要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物・器物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者	1 規格 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9 坪) を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,401,000 円以内 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20 日以内着工	1 要配慮等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要がある者	1 1 人 1 日当たり 1,010 円以内(主食、副食及び燃料等の経費として)	災害発生の日から7日以内 ※ 被災者が縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、この期間内に3日分支給可(大人、小人の差別なし)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費(水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品又は機材の費用)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 欄外の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物※給付に限ること ※現物…被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料
医療	医療の途を失った者（応急的処置※）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者※ 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上 ※ 応急処置は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護、の範囲内において行う。 ※ 施術者：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の8割の額以内	分べんした日から7日以内	1 妊婦等の移送費は、別途計上 2 助産は、分べんの介助、分べ前及び分べん後の処置、脱脂綿・ガーゼ・その他の衛生材料の支給、の範囲内において行う。
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にあり捜索救出が必要である者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内に完了	現物をもって行う。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）及び高等学校等生徒（中学校生徒に準ずる）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,100円 中学校生徒 1人当たり4,400円 高等学校等生徒 1人当たり4,800円	災害発生の日から（教科書）1カ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 2 棺、埋葬又は火葬、骨壺及び骨箱、を支給の範囲内とし、現物をもって行う。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） 1体当たり3,300円以内（一時保存） 既存建造物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内（検案） 救護班以外は慣行料金以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	障害物除去対象者の選定は町が行う。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	令第10条第1号から第4号までに規定する者	府の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額を支給する。ただし、当該業務に従事した者に相当する府の常勤の職員が存在しない場合は、府が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して知事が別に定める額を支給する。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当 … 日当の額を基礎にして、府の常勤の職員の例により算出した額の範囲内において支給する。 旅費 … 京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)を準用し、同条例中6級以下の職務にある職員が受ける額に相当する額を支給する。
	令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3以内の額を加算した額		

区分 (単位:円)		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,000	12,000	16,800	29,900	25,300	3,300

出典：京都府ホームページ

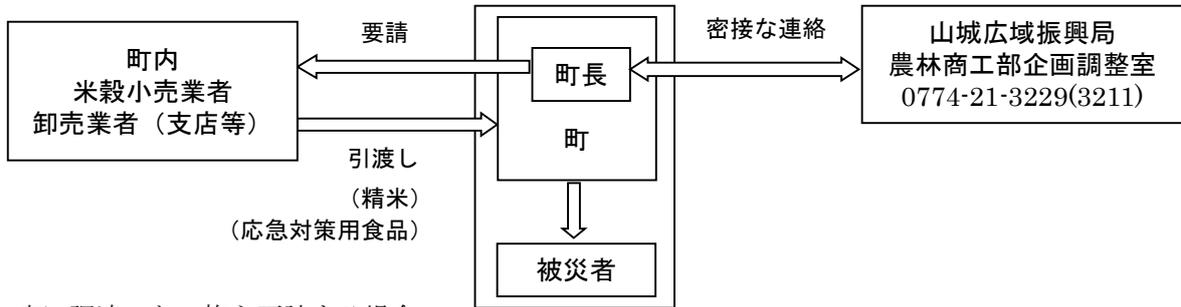
被害認定調査フロー

被害認定調査フロー	
地震	<p>地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する。</p> <p>第1次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外部から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p>
水害	<p>水害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p>
風害	<p>風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p>

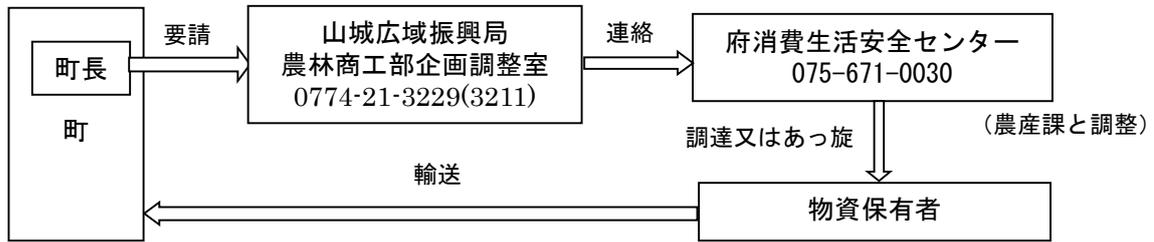
食料品の調達等系統

(1) 災害の発生が予想される場合

(a) 町単独で調達する場合



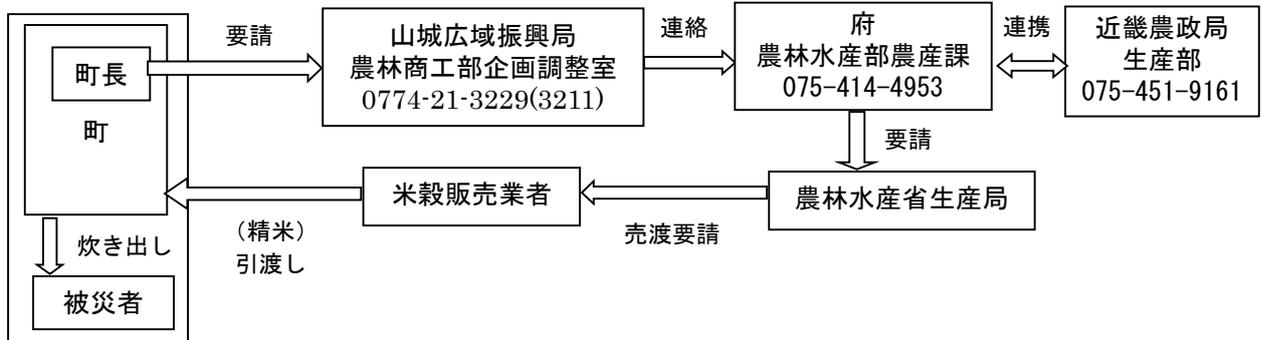
(b) 府に調達・あっ旋を要請する場合



※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行う。

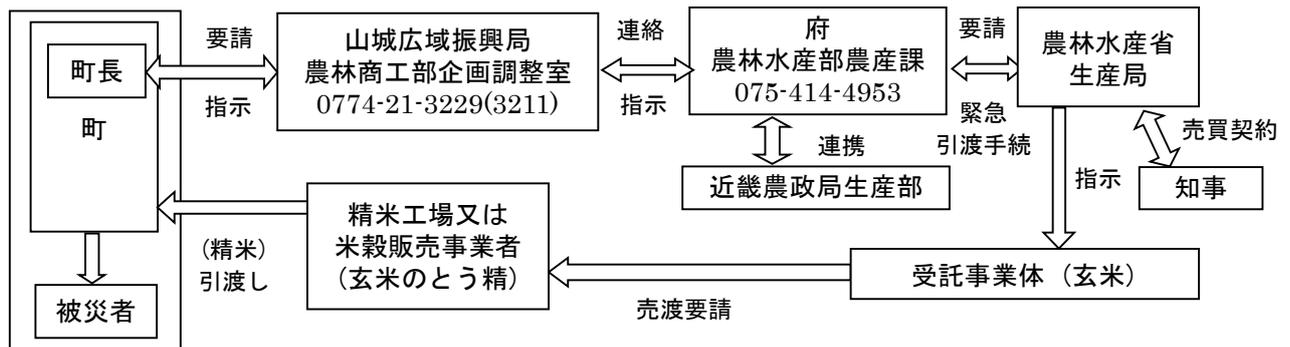
(2) 米穀の緊急引渡ルート

(a) 災害時において町内米穀小売業者からの調達が困難になった場合 (販売事業者からの調達)



(b) 災害救助法が適用された場合 (政府所有米穀の調達)

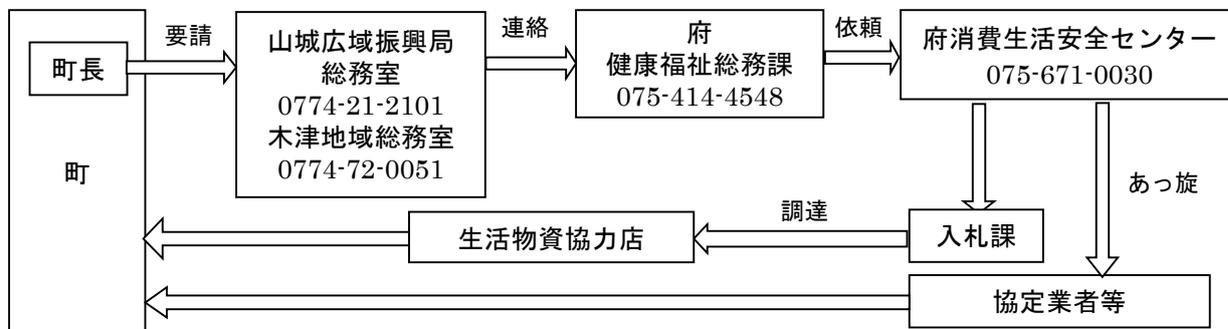
※ 国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。



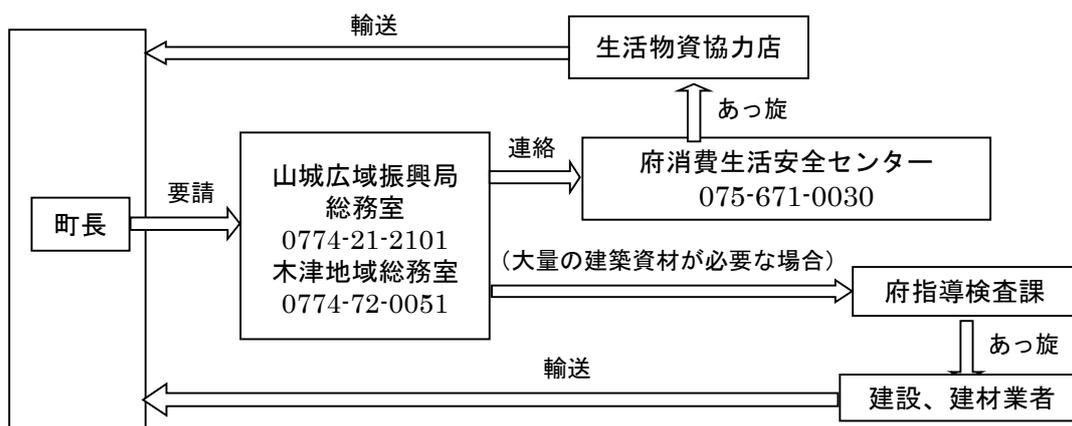
生活必需物品の調達系統

※ 府災害対策本部設置後は、町からの応援要請については府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行う。

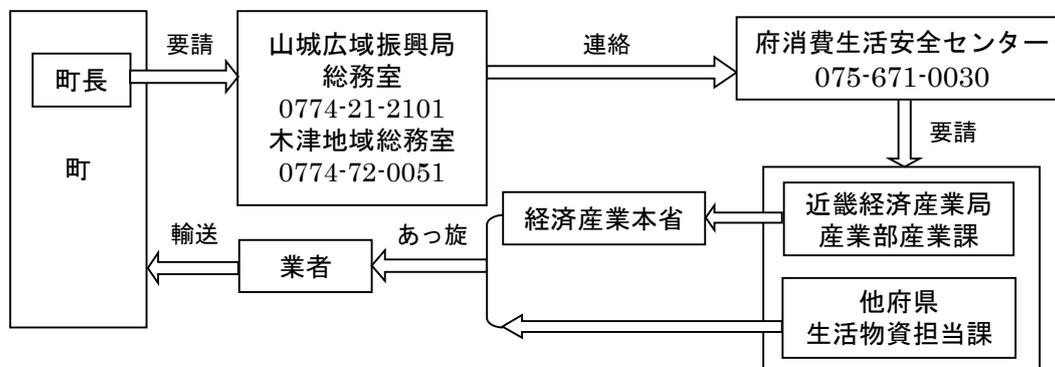
(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



(2) 町から府に物資あっ旋を要請する場合

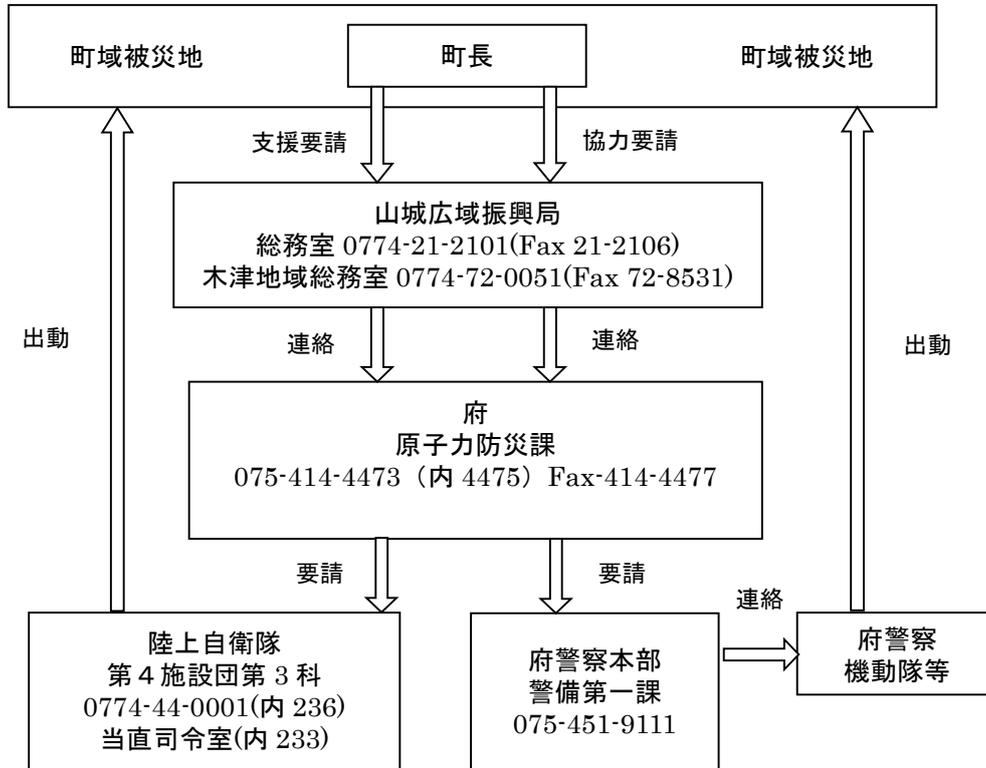


(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



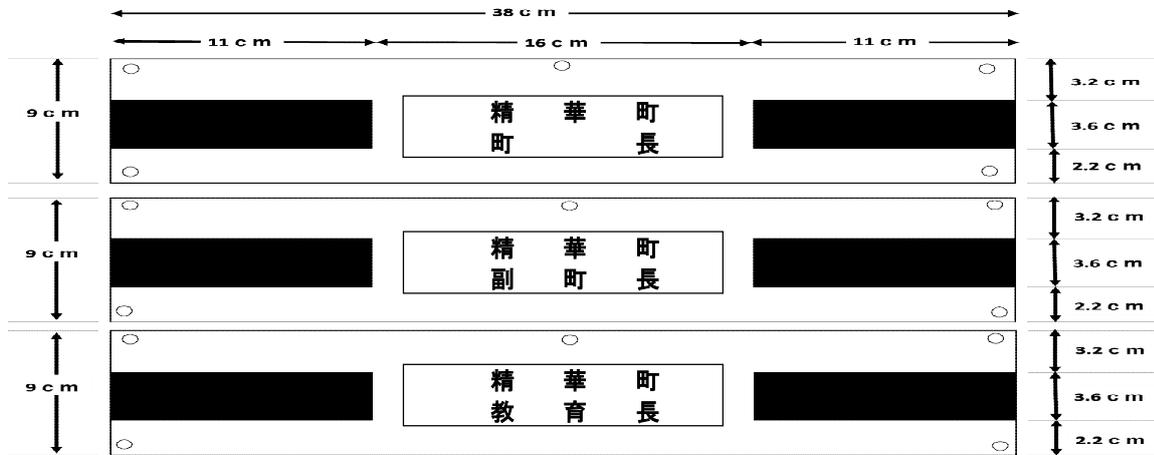
自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統

※ 府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あてに行う。

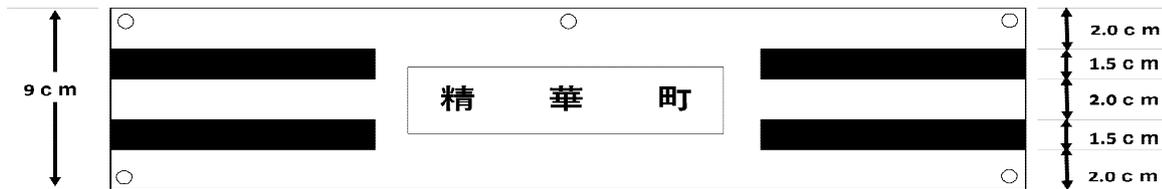


災害対策本部の腕章及び標識

1. 本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長）



2. 本部役員及び部長用



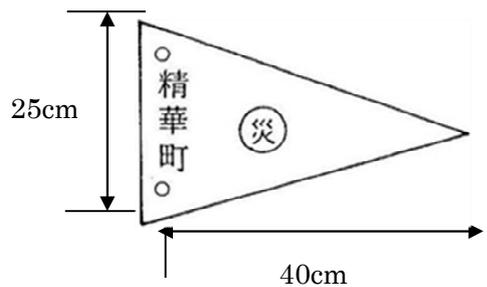
3. 班長用



4. 要員用



5. 車両用標識



6. 腕章、標識の規格

着色の部分は、町長、副町長については黄色、その他については赤色とする。

文字はすべて黒色とする

消 防 信 号

災害時における信号区分は次のとおりである。

方法区分	種別	打鐘信号	サイレン信号
火災信号	近火信号 (800m 以内 のとき)	○—○—○—○—○ (連点)	約 3 秒  約 2 秒(短声連点)
	出場信号	○—○—○ (3 点) ○—○—○	約 5 秒 約 5 秒  約 6 秒 約 6 秒
	応援信号	○—○ ○—○ ○— (2 点)	同 上
	鎮火信号	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1 点と 2 点の破打)	○— (1 分間連続)
火災警報 信号	火災警報	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1 点と 4 点の破打)	
火災警報 解除信号	解除信号	○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (2 点と 2 点の破打)	約 10 秒 約 10 秒  約 3 秒 約 3 秒
山林火災 信号	出場信号	○—○—○ ○—○ (3 点と 2 点の破打)	約 10 秒 約 10 秒  約 1 秒 約 1 秒
	応援信号	同 上	同 上
演習召集 信号	演習召集信号	○ ○—○—○ ○ ○—○—○ (1 点と 3 点の破打)	約 15 秒 約 15 秒  約 6 秒 約 6 秒

4 様式

目次

資料 4-1	【水防情報】 気象台が発表する情報様式①	1
資料 4-2	【水防情報】 気象台が発表する情報様式②	2
資料 4-3	【水防情報】 気象台が発表する情報様式③	3
資料 4-4	【水防情報】 淀川水系洪水予報	4
資料 4-5	【水防情報】 淀川水防警報・情報用紙	5
資料 4-6	【水防情報】 高山ダム放流連絡・受発信紙	6
資料 4-7	【水防情報】 木津川水防警報受報用紙	7
資料 4-8	【水防情報】 木津川下流 氾濫に関する情報	8
資料 4-9	【水防情報】 水防警報連絡用紙	10
資料 4-10	【水防情報】 避難判断水位（特別警戒水位）情報連絡用紙	11
資料 4-11	【報告】 災害情報報告用紙	12
資料 4-12	【報告】 災害概況即報報告用紙	13
資料 4-13	【報告】 被害状況報告用紙①	14
資料 4-14	【報告】 被害状況報告用紙②	15
資料 4-15	【報告】 災害状況概況報告書	16
資料 4-16	【報告】 災害報告書（概要表）	17
資料 4-17	【報告】 災害報告書(受援概要)	18
資料 4-18	【報告】 災害報告書(応援活動概要)	19
資料 4-19	【報告】 火災速報	20
資料 4-20	【報告】 火災等即報（消防庁）①	21
資料 4-21	【報告】 火災等即報（消防庁）②	22
資料 4-22	【報告】 水防活動実施報告書	23
資料 4-23	【救護】 救護班用活動請求書	24
資料 4-24	【救護】 医療救護活動実施報告書	25
資料 4-25	【救護】 医療救護班員名簿	26
資料 4-26	【救護】 医薬品等使用報告書	27
資料 4-27	【救護】 物件損傷報告書	28
資料 4-28	【救護】 未収金額報告書	29
資料 4-29	【救護】 事故報告書	30
資料 4-30	【救護】 事故傷病者概要	31
資料 4-31	【広聴】 相談内容聴取用紙	32
資料 4-32	【広聴】 相談内容等報告書	33
資料 4-33	【要請】 市町村における緊急警報放送の放送要請	34
資料 4-34	【要請】 応援協力要請書（精華町建設業協会）	35
資料 4-35	【要請】 被害箇所状況調査書（精華町建設業協会）	36
資料 4-36	【要請】 応援要請書	37
資料 4-37	【要請】 公用負担命令書	39

資料 4-38	【緊急通行車両】緊急通行車両等確認申請書	40
資料 4-39	【緊急通行車両】緊急通行車両標章	41
資料 4-40	【緊急通行車両】緊急通行車両等確認証明書	42
資料 4-41	【緊急通行車両】緊急通行車両等確認申請書受理簿書	43
資料 4-42	【緊急通行車両】緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済書	44
資料 4-43	【緊急通行車両】規制除外車両事前届出書	45

気象台が発表する情報様式①

様式第 1 号

①

年	台風 第	号に関する	南部 京都府 北部	情報第	号
			年 月 日	時	分
			京都地方気象台 舞鶴海洋気象台	発表	

(見出し)

(本 文)

気象台が発表する情報様式②

様式第 2 号

に関する情報第 号				
	年	月	日	時 分
	京都地方気象台 舞鶴海洋気象台			発表
(見出し)				
(本 文)				

気象台が発表する情報様式③

様式第 3 号

京都府南部 京都府北部		記録的短時間大雨情報		第 号	
年	月	日	時	分	発表
					京都地方気象台 舞鶴海洋気象台
解析雨量では、		時までの 1 時間に			
付近でおよそ	ミリ、	付近でおよそ		ミリ	
付近でおよそ	ミリ				
		付近では、	ミリ～	ミリの	
		付近では、	ミリ～	ミリの	
激しい雨となっています。					
アメダスでは、		時、	で、1 時間	ミリ	
		時、	で、1 時間	ミリ	
強い雨を観測しました。					
現在、京都府		部に	、	、	、警報を
発表しています。厳重な警戒をして下さい。					

淀川水系洪水予報

様式第 11 号

淀川水系洪水予報	琵琶湖 木津川 宇治川 桂川 淀川下流	第 号	洪水警 洪水注意報 洪水情	年 月 日 時 分		共同発表
----------	---------------------------	-----	---------------------	-----------	--	------

		原因	対象量水標	基準水位	状況	対象
主 文	A	では _____ のため	鳥居川 横尾山 枚方 加茂 桂	地点で 指定水位 警戒水位 計画高水位	に達する を上回る を大幅に上回る にまで下がる を下回る	見込みですので 注意して下さい。 警戒して下さい。 嚴重に警戒して下さい。 注意報に切替えます。 解除します。

備考				
伝達時刻				
受信者				
作 業 系				
伝達先				

降 始 め	B	_____ 日 時頃より降り始めた雨は、		
日 時 ・ 流 域	C	_____ 日 時現在までに	琵琶湖 宇治川 淀川下流 木津川 桂川	流域で
降 雨 量	D	_____ の 降雨量 となり、		
水 位	E	_____ 地点の 水位は _____ m		
状 況	F	現在	急激に上昇中です。 徐々に上昇中です。 あまり変化していません。 徐々に下降中です。 急激に下降中です。	

今 後 の 降 雨 予 測	G	今後雨は 断続的に 今後の予想雨量は		0~10mm 10~20mm 20~30mm 30~50mm 50~70mm 70~100mm 100~150mm 150~200mm 200~300mm 300~400mm 400~500mm	の見込みです。
今 後 の 水 位 予 測	H	本日の 明日の 明後日の	夜半前頃 夜半過ぎ頃 朝方頃 お昼頃 夕方頃 _____ 時頃	指定水位 警戒水位 計画高水位 _____ m	に達する を上回る 見込みです。 を下回る
補 足	I				

量水標名	指定水位	警戒水位	計画高水位
梶尾山	2.00	3.00	-
枚方	2.70	4.50	6.36

量水標名	指定水位	警戒水位	計画高水位
加茂	2.50	4.50	9.01
桂	2.80	3.80	5.06

様式 4

淀川水防警報・情報用紙

様式第 12 号

淀川	{ 枚方 向島 加茂 桂 }	水防	{ 警報 情報 }	第 号	{ 待機 準備 出勤 解除 }	年 月 日 年 時 分	近畿地方整備局 淀川河川事務所 発表
----	-------------------------------	----	------------------------	-----	--------------------------------	----------------	-----------------------

{ 台風号 前線 低気圧 }	のため	{ 淀川下流の枚方 宇治川の向島 木津川の加茂 桂川の桂 }	地点の水位は	{ 本日 昨日 }	時	分	現在	m	cm
で、今までの上流域の平均雨量は約 mmです。									
今後の降雨量は	{ 依然降り続く 小雨の 降り止む }	見込みで	{ 枚方 向島 加茂 桂 }	地点の水位は	{ なおも上昇 横ばい 低下 }	となり			
{ 計画高水位 警戒水位 指定水位 }	{ を上回る 程度の を下回る }	見込みです。							
{ 第1段階 水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機してください。 第2段階 水防機関は、出勤の準備をしてください。 第3段階 水防機関は、出勤して下さい。 第4段階 水防警報を解除します。 }									
平文： _____ _____ _____									

連絡先	連絡確認				備考			
	電話番号	連絡時刻	発信者名	受信者名	観測所名	水防団 待機水位	はん濫注意 水位	計画高 水位
		:			枚 方	2.70	4.50	6.36
		:			向 島	1.30	2.00	4.11
		:			加 茂	2.50	4.50	9.01
		:			桂	2.80	3.80	5.06

木津川水防警報受報用紙

様式第15号

{ 木津川 岩 倉 } { 名張川 名 張 } { 宇陀川 安部田 }	水防	{ 警報 } { 情報 }	第 号	{ 待機 } { 準備 } { 出動 } { 解除 }	年 月 日 時 分 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 発表
---	----	------------------	-----	--------------------------------------	--

{ 台風 号 } { 前線 } { 低気圧 }	のため	{ 岩 倉 } { 名 張 } { 安部田 }	地点の水位は	{ 本日 } { 昨日 }	時 分現在 m cm
-------------------------------	-----	-------------------------------	--------	------------------	------------

で、今までの上流域の平均雨量は約 mmです。

今後の雨量は { 依然降り続く } { 小雨の } { 降り止む } 見込みで { 岩 倉 } { 名 張 } { 安部田 } 地点の水位は { なおも上昇 } { 横ばい } { 低下 } と

なり { 計画高水位 } { 警戒水位 } { 指定水位 } { を上回る } { 程度の } { を下回る } 見込みです。

- | | |
|--|---|
| { 第1段階 }
{ 第2段階 }
{ 第3段階 }
{ 第4段階 } | 水防機関は、状況の変化に即応できるよう待機してください。
水防機関は、出動の準備をして下さい。
水防機関は、出動して下さい。
水防警報を解除します。 |
|--|---|

平文：

連絡確認					観測	指定	警戒	計画高
連絡先	電話番号	連絡時刻	発信者名	受信者名	所名	水位	水位	水位
					岩倉	4.50	6.00	10.50
					名張	4.50	6.00	7.99
					安部田	2.00	3.50	7.30

木津川下流 氾濫に関する情報

木津川下流洪水予報 第 号

洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除

年 月 日 時 分

淀川ダム統合管理事務所
大阪管区气象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当	
見出し	1	木津川下流 氾濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 ⇒主文 15	国	
	2	木津川下流 避難判断水位に到達したが水位の上昇はない見込み ⇒主文 16		
	3	木津川下流 今後氾濫危険水位に達する見込み ⇒主文 17		
	4	木津川下流 避難判断水位に到達 今後氾濫危険水位に達する見込み ⇒主文 18		
	5	木津川下流 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 ⇒主文 19		
	6	木津川下流 氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり ⇒主文 20		
	7	木津川下流 氾濫危険水位を下回る ⇒主文 21		
	8	木津川下流 避難判断水位を下回る ⇒主文 22		
	9	木津川下流 氾濫注意水位を下回る ⇒主文 23		
	10	木津川下流 氾濫が発生		
	11	木津川下流 当分の間氾濫注意水位を超える水位が続く見込み ⇒主文 24		
	12	木津川下流 当分の間批判判断水位を超える水位が続く見込み ⇒主文 24		
	13	木津川下流 当分の間氾濫危険水位を超える水位が続く見込み ⇒主文 24		
	14	フリーフォーマット		
主文	15	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、氾濫注意水位(レベル 2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国	
	16	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、避難判断水位(レベル 3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。		
	17	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、氾濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	18	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。今後、氾濫危険水位(レベル 4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	19	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、避難判断水位(レベル 3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	20	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、氾濫危険水位(レベル 4)に到達しました。氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	21	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、氾濫危険水位を下回りました(レベル 3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。		
	22	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、避難判断水位を下回りました(レベル 2)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。		
	23	木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、氾濫注意水位を下回り(レベル 1)、危険はなくなったものと思われま。		
	24	1		木津川下流の加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)では、当分の間(氾濫注意水位を超える水位(レベル 2)・避難判断水位を超える水位(レベル 3)・氾濫危険水位を超える水位(レベル 4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。
		2		
25	フリーフォーマット			

区分	番号	発表内容	担当	
降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により	気	
	27	降り始めの		
	28	1		日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ
		2		
		3		(に達しました・となっています)。
	29	また、(ところにより・)1時間に ミリの雨が降っています。		
	30	現在、雨は(小降りになりました・やんでいます)。		
	31	フリーフォーマット		
	32	1	木津川下流の水位は 日 時現在、次のとおりです。	国
		2	加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)で . M (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)	
3				
33		フリーフォーマット		
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今度一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気	
	35	1		日 時から 日 時までの の流域平均雨量は ミリ
		2		
		3	の見込みです。	
	36	フリーフォーマット		
	37	1	木津川下流の水位は 日 時現在、次のとおりです。	国
		2	加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)で . M 程度 (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
		3		
	38	の水位は 日 時頃最高となり、その水位は . M 程度と見込まれます。		
	39	フリーフォーマット		
注意事項	40		国	

参考	<p>加茂水位観測所(京都府木津川市加茂町船屋)</p> <p>受け持ち区間</p> <p>左岸 京都府木津川市加茂町山田野田から淀川への合流点まで</p> <p>右岸 京都府相楽郡和東町大字木屋字桶淵から淀川への合流点まで</p> <p>氾濫危険水位 6.00m、避難判断水位 5.90m、氾濫注意水位(警戒水位)4.50m、水防団待機水位 2.50m、平常水位-2.06m</p> <p>水位危険度レベル</p> <ul style="list-style-type: none"> ■レベル 5 氾濫発生 ■レベル 4 氾濫危険水位超過 ■レベル 3 避難判断水位超過 ■レベル 2 氾濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル 1 水防団待機水位超過
----	---

問合せ先 水位関係:国土交通省 淀川ダム統管理事務所 072-856-3131(内線 341、331)
 気象関係:大阪管区气象台 06-6949-6304

水防警報連絡用紙

川 水防警報 第 号 (準備・出動・解除)

年 月 日 時 分

京都府 土木事務所 発表

(本文)

川 地点の水位は、 月 日 時 分現在、 cm で、

- 1 水防団待機水位 (指定水位) に達しましたので、
- 2 氾濫注意水位 (警戒水位) に達しましたので、
- 3 氾濫注意水位 (警戒水位) を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので
- 4 今後、氾濫注意水位 (警戒水位) に達する見込みがありませんので、

- 1 (準備) : 関係水防機関は、出動の準備をしてください。
- 2 (出動) : 関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。
- 3 (解除) : 水防警報を解除します

(参考)

〇〇水位観測所

水防団待機水位 (指定水位)	m
氾濫注意水位 (警戒水位)	m

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

避難判断水位（特別警戒水位）情報連絡用紙

川 避難判断水位（特別警戒水位）情報 第 号（ 水位観測所）

年 月 日 時 分
京都府 土木事務所 発表

（本文）

川 地点の水位は、 月 日 時 分現在、 cm で、

避難勧告等の目安のひとつになる

- 1 避難判断水位（特別警戒水位）に達しました。
- 2 避難判断水位（特別警戒水位）を下回り、今後、水上昇の見込みがありません。

（参考）

〇〇水位観測所

計画高水位	m
氾濫危険水位（危険水位）	m
避難判断水位（特別警戒水位）	m
氾濫注意水位（警戒水位）	m
水防団待機水位（指定水位）	m

連絡先	時刻	送信者	受信者	備考
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			

災害概況即報報告用紙

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	精 華 町
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人		人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

被害状況報告用紙①

災害名：

第 報		月 目		時現在	受信時刻	月	日	時	発信者	受信者		
		市町村名		精 華 町								
		発生年月日										
項 目		単位	符号									
人的被害	死 者		人	1								
	行方不明者		人	2								
	負傷者	重症	人	3								
		軽症	人	4								
住家被害	全 壊(焼)		棟	5								
			世帯	6								
			人	7								
	半 壊(焼)		棟	8								
			世帯	9								
			人	10								
	一 部 破 損		棟	11								
			世帯	12								
			人	13								
	浸水	床 上		棟	14							
				世帯	15							
				人	16							
		床 下		棟	17							
世帯				18								
人				19								
非住家	公 共 建 物		棟	20								
	そ の 他		棟	21								
その他の被害	田	流出・埋没	ha	22								
		冠 水	ha	23								
	畑	流出・埋没	ha	24								
		冠 水	ha	25								
	文 教 施 設		箇所	26								
	病 院		箇所	27								
	道 路	冠 水	箇所	28								
		崩 壊	箇所	29								
		その他	箇所	30								
	橋 梁		箇所	31								
	河 川		箇所	32								
	砂 防		箇所	33								
	崖 ぐ ず れ		箇所	34								
	地 す べ り		箇所	35								
	土 石 流		箇所	36								
	林 地 崩 壊		箇所	37								
	清 掃 施 設		箇所	38								
	鉄 道 不 通		箇所	39								
	水 道		戸	40								
	電 話		回線	41								
	電 気		戸	42								
	ガ ス		戸	43								
	ブロック塀等		箇所	44								
	ビニールハウス等		棟	45								
	農 道		箇所	46								
	農 林 業 施 設		箇所	47								
	畦 畔 崩 壊		箇所	48								
農作物()		ha	49									
火災発生	建 物		件	50								
	危 険 物		件	51								
	そ の 他		件	52								
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	53									
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	54									

被害状況報告用紙②

災害名：

項 目		市町村名		精 華 町					
		発生年月日	
		単位	符号						
公 共 施 設	公立文教施設	千円	a						
	農林水産業施設	千円	b						
	公共土木施設	千円	c						
	その他の公共施設	千円	d						
	小 計	千円	e						
そ の 他	農 産 被 害	千円	f						
	林 産 被 害	千円	g						
	畜 産 被 害	千円	h						
	水 産 被 害	千円	i						
	商 工 被 害	千円	j						
	林 地 被 害	千円	k						
		千円							
		千円							
	そ の 他	千円	l						
	小 計	千円	m						
被 害 総 額		千円	n						

災害警戒本部	設 置	年月日	o
	解 散	年月日	p
災害対策本部	設 置	年月日	q
	解 散	年月日	r

消防職員出勤延人数	人	s							
消防団員出勤延人数	人	t							
町職員出勤延人数	人	u							
その他出勤延人数	人	v							
出勤延人数合計	人	w							

災害状況概況報告書

項 目	件 数	報 告 の 概 要	
		発 生 場 所	内 容

災害報告書(概要表)

(第 4 条関係)

災 害 報 告 - 1 (概要表)		
NO.	項 目	内 容
1	災害発生場所	
2	災害発生日時	年 月 日 時 分頃
3	災害概要	
4	被害状況	人的被害 死者 行方不明 負傷者 名 名 名
		物的被害
5	出動車両等 及び 人 員	計 台(機)
		計 名
6	活動台数 及び 人 員	計 台(機)
		計 名
7	活動概要	

災害報告書(受援概要)

災 害 報 告 - 2 (受援概要)						
NO.	項 目	内 容				
1	災害発生場所					
2	災害発生日時	年	月	日	時	分
3	応援要請日時	年	月	日	時	分
4	応援消防機関					
5	開始日時	出 動	年	月	日	時 分
	応援	集結場所到着	年	月	日	時 分
	終了日時	引 揚	年	月	日	時 分
		帰 署(所)	年	月	日	時 分
6	応援車両等 (日別・種別数量)	(活動台数)				
		計 台(機)				
7	応援人員 (日別、部隊別)	(活動人員)				
		計 名				
8	応援資器材 (種別数量)					
9	応援活動概要					
10	特 記 事 項					

災害報告書(応援活動概要)

(第 4 条関係)

災 害 報 告 一 3 (応援活動概要)							
NO.	項 目	内 容					
1	開始日時 応援 終了日時	出 動	年	月	日	時	分
		集結場所到着	年	月	日	時	分
		引 揚 年	年	月	日	時	分
		帰 署(所)	年	月	日	時	分
2	出動車両等 (種別数量)	(活動台数)					
		計 台(機)					
3	応援人員 (隊別)	(活動人員)					
		計 名					
4	使用資器材 (種別数量)						
5	活動概要						
6	特記事項						
7	消防機関名 及び指揮者名						

火 災 速 報

別記様式第 2 9 号 (第 4 4 条関係)

火 災 速 報

精華町長 様	年 月 日
	精華町消防署長

精華町管内で火災が発生しましたので速報します。	
覚知時刻	年 月 日 時 分
出火時刻	年 月 日 時 分ころ
発生場所	
火元責任者	氏 名 生年月日 職 業
火災概要	

火災等即報（消防庁）①

第 1 号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 中等症 軽症 人 人 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
					建物焼失表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数			世帯	気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

火災等即報（消防庁）②

第 2 号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	事業所		出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台	人
			消 防 団	台	人
			消防防災ヘリコプター	機	人
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
		そ の 他	人		
災害対策本部等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

救護班用活動請求書

第 1 号様式

(医療救護班用)

請 求 書

年 月 日

様

相楽医師会
会長

印

請求金額 円

但し、災害時の医療救護活動に対する費用代償として、上記のとおり請求します。

付 記 事 項 :

医療救護活動実施報告書

第 2 号様式(1)

年 月 日

地区医師会名	医療救護活動場所	医療救護班員出動数	活 動 状 況
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 ~ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 ~ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 ~ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 ~ 月 日 時 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件

物件損傷報告書

第 2 号様式(4)

医師会名

医療機関名

	物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	単 価	金 額	備 考
計						

- 注 1. 医療機関ごとに記入のこと。
 2. 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
 3. 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
 4. 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。
 5. 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

未収金額報告書

第 2 号様式(5)

医師会名

医療機関名

氏 名	性別	生年月日	住所・電話	傷病名並びに処置内容	未収金額	備考

事故報告書

第3号様式(1)

年 月 日から同 年 月 日までにおける 災害・訓練時医療
救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

様

相楽医師会
会長

事故傷病者概要

第 3 号様式(2)

氏 名		性 別	男・女	年 齡	才	住 所	
職 種		所属医療機関・団体名					
傷病名		程 度	重症 ・ 中等症 ・ 軽症		転 帰		
外来 ・ 入院 (月 日)		診療(入院)医療機関名					
受傷(発病)日時 年 月 日 午前・午後 時 分							

受傷(発病)場所							
受傷(発病)時の状況							

相談内容聴取用紙

様式 7

相談日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
相談者	住 所 氏 名 連絡先
相談窓口	
相談担当者	氏 名
相談内容	
処理内容	

市町村における緊急警報放送の放送要請

別紙様式

番 号

年 月 日

京都府知事

殿

精華町長

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他()

2 放送内容

3 希望する放送日時

- (1) 即 時
- (2) 日時分

4 災害等の状況(災害の模様、日時、場所等)

5 その他

発信者

職 名

氏 名

連絡先

応援協力要請書（精華町建設業協会）

（様式 1）

応援協力要請書

「災害発生時における緊急対応に関する協定書」に基づき、次のとおり緊急対応を要請しますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

記

1 業務内容

2 応援を必要とする期間、場所

（1）期間

（2）場所（河川・路線名など）

3 その他

令和 年 月 日

精華町建設業協会会長

様

精華町長

被害箇所状況調査書（精華町建設業協会）

(様式 2)

被害箇所状況調査書	
年 月 日 時 現在	
作成者：	
河川・路線名	
場 所	
施設被害状況	崩土・路肩決壊・破堤・その他（ ）
被害箇所の概要（延長L、幅W、高さHなど）	
平面図（ポンチ図）	横断図（概略図）
* 目印になるもの（電柱・橋梁等）を記入	
【詳細状況・その他】	

応援要請書

第 1 号様式(第 3 条関係)

号

年 月 日

様

精華町長

応 援 要 請 書

京都府広域消防相互応援協定書第 3 条の規定に基づき下記の通り応援を要請します。

記

①	災害種別	① 火 災	② 救 急	③ 救 助	④ その他
②	災害発生日時	年	月	日	午前 時 分 午後
③	災害発生場所				
④	災害の状況				
⑤	応援の内容				
⑥	必要とする人員並びに車両、資器材等の種別及び数量				
⑦	応援の場所及び集				

	結場所				
⑧	現場最高指揮者の職・氏名				
⑨	無線局(主運用波)呼出し名称	基地局	現場指揮所		
⑩	離発着可能な場所	第 1 順 位			
		第 2 順 位			
⑪	給油体制	給油の可否	可 ・ 否		
		給油の方法			
		体制作りの所要時間			
⑫	離発着場における資器材の準備状況				
⑬	他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況				
⑭	他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況				
⑮	気 象 状 況	天候	風向	風力	m/S 視界 m
⑯	誘 導 方 法				
⑰	そ の 他				

注 1 ⑩～⑯については、ヘリコプターによる応援を要請する場合にのみ記載すること。

2 災害発生場所の地水利図等、必要な図書を添付すること。

公用負担命令書

様式 1

第	号	公 用 負 担 命 令 書			
目的物	()	種類	()	員数	()
負担内容	(使 用 ・ 収 用 ・ 処 分)				
水防のため緊急に必要であるので水防法第 21 条により上記のとおり命じます。					
年	月	日	時		
				水防管理者精華町長 (又は精華町消防機関の長)	
殿				事務取扱者(受任者)	

様式 2

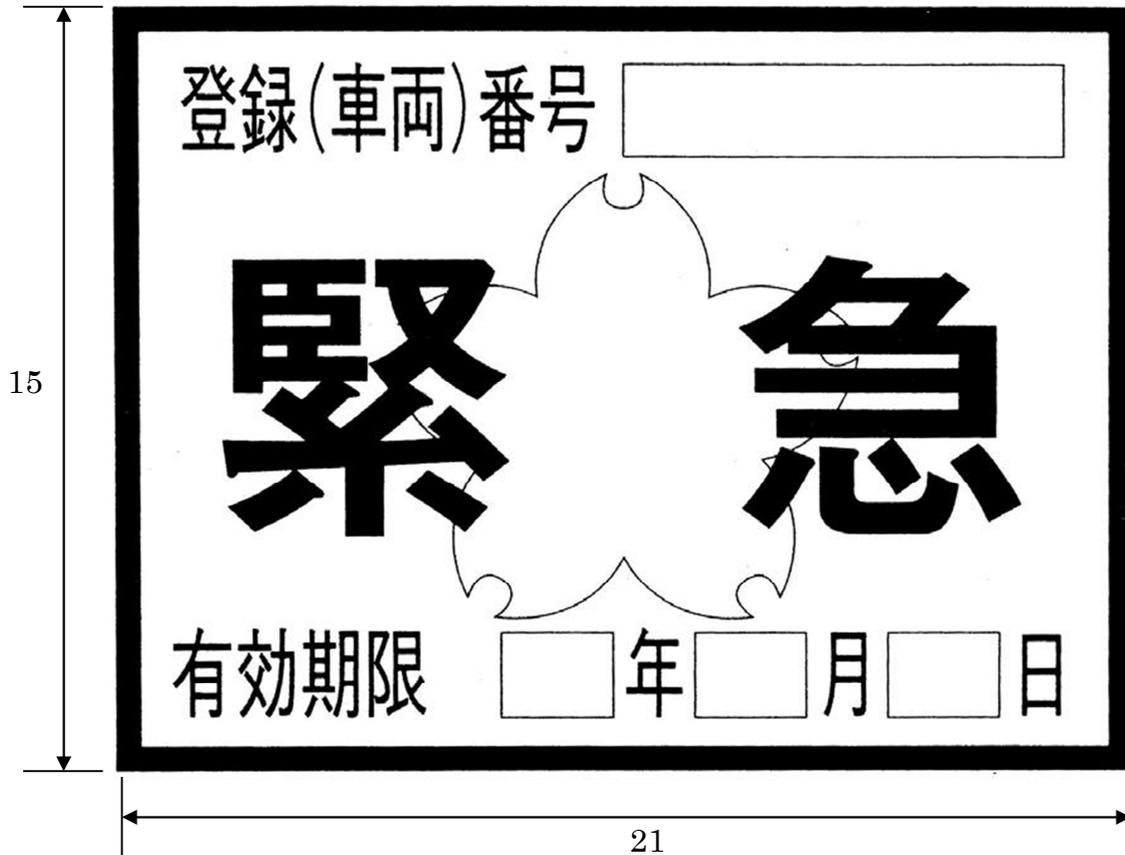
第	号	公 用 負 担 命 令 書			
所属 階級					
					氏 名
上記の者は		の区域における水防のため、水防法第 21 条第 1 項の権 限行使を委任したことを証明する。			
令和	年	月	日	時	
					水防管理者精華町長 (又は精華町消防機関の長)

緊急通行車両等確認申請書

(A4 判)

災 害 緊 急 事 態 応急対策用 地 震 防 災 国 民 保 護 措 置 用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 京都府公安委員会 殿 <p style="text-align: center;">申請者 住 所 電 話 氏 名</p>	
事前届出の有無	有 (届出済証番号) 無
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名称
番号標に表示 されている番号	
災害・緊急事 態・地震防災応 急対策又は国民 保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応 急教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、 交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の 除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧
車両の用途(緊 急運送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名)	
使 用 者	住所 電話
	氏名
通行(輸送)日時	
通行(輸送)経路	出発地 目的地
注)1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄り の警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。 注)2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等 の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類(輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等 の上申書等)の写しを添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出してください。	

緊急通行車両標章



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
公安委員会			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)			
使 用 者	住 所 氏 名	() 局	番
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

記号および受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号	
災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書			災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用	
京都府公安委員会殿	申請者 住所 電話 氏名			緊急通行車両等事前届出済証	
	年 月 日			左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
				年 月 日	
				京都府公安委員会	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共機関(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他			注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部(交通規制課)、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。	
	名称				
番号標に表示されている番号					
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令 2 消防、水防応急措置 3 避難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧				
使 用 者	住所 氏名 電話				
出 発 地					
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他()	無		
この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合)にあっては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。					

規制除外車両事前届出書

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 京都府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		京 事前第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 京都府公 安委員会
番号標に標示 されている番号		注 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
出発地		
注 この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。		

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

5 各種資料

目 次

資料 5-1	【風水害】 河川一覧	1
資料 5-2	【風水害】 ポンプ場・樋門一覧	2
資料 5-3	【風水害】 水防警報指定河川	3
資料 5-4	【風水害】 町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所	4
資料 5-5	【風水害】 重要水防区域一覧	5
資料 5-6	【風水害】 土砂災害危険箇所図	6
資料 5-7	【風水害】 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧	7
資料 5-8	【風水害】 ため池一覧	8
資料 5-9	【配備・備蓄】 消防機器材配置状況	9
資料 5-10	【配備・備蓄】 人員配置状況	11
資料 5-11	【配備・備蓄】 備蓄倉庫・主な備蓄数量一覧	12
資料 5-12	【配備・備蓄】 水防倉庫・水防用資器材備蓄数量一覧	13
資料 5-13	【救護】 医療施設一覧	14
資料 5-14	【救護】 社会福祉施設一覧	16
資料 5-15	【避難】 指定避難所等一覧	17
資料 5-16	【避難】 地区避難所一覧	20
資料 5-17	【避難】 福祉避難所一覧	21
資料 5-18	【避難】 避難所協力施設	22
資料 5-19	【避難】 広域避難（一時避難）者の受入れ（伊根町）	23
資料 5-20	【供給】 炊き出し予定施設・町内の配水地及び緊急時対応貯水槽一覧	24
資料 5-21	【防疫】 防疫用薬品備蓄一覧	25
資料 5-22	【防疫】 し尿・ごみ処理施設、し尿・ごみ集車一覧	26
資料 5-23	【文教】 文化財一覧	27
資料 5-24	【輸送】 道路状況図、緊急輸送道路一覧	29
資料 5-25	【輸送】 町役場公用車一覧	30
資料 5-26	ヘリコプター発着予定地	31
資料 5-27	【危険物】 危険物施設一覧表	32

河川一覧

河川名	管理団体	水路延長 (m)
木津川	国土交通省	7,500
煤谷川	京都府	3,650
乾谷川	〃	1,190
山田川	〃	3,885
野田川	精華町	575
八溝田川	〃	495
下新庄川	〃	1,150
拝殿川	〃	525
里川	〃	410
脇田川	〃	700
十曾川	〃	555
太田川	〃	480
九百石川	〃	2,740
明法寺川	〃	720
角田川	〃	1,630
新川	〃	1,750
国友川	〃	315
弁天川	〃	1,150
島田川	〃	535
中ノ町川	〃	250
谷川	〃	1,030
中溝川	〃	1,145
下久保田川	〃	700
上久保田川	〃	1,330
山川	〃	1,380
堀池川	〃	2,000
古里川	〃	350
里内川	〃	490
煤谷川	〃	5,340

【改修河川】

対象地区	河川名	全体計画			改修済み 延長(m)	備考
		箇所	延長(m)	主な構造		
南稲八妻	準用河川 煤谷川	北稲八間五反久保 ～東畑荒内	4,070	コンクリートブロック積 ボックスカルバート	4,070	H10 着手 H25 完了
菅井	準用河川 堀池川	菅井古里～植田大 塚	1,415	コンクリートブロック積 ボックスカルバート	647(768)	(上流仮改 修区間)

資料 5-2 【風水害】ポンプ場・樋門一覧

ポンプ場・樋門一覧

名称	位置	管理団体	管理責任者	操作基準	構造
祝園ポンプ場	祝園	精華町	町長	本川と排水路の水位を測定して調整する	Φ1,000mm ポンプ 2 台 Q=4.8 m ³ /s
菅井悪水樋門	菅井	精華町	町長	本川と排水路の水位を測定して調整する	鋼製ローラーゲート 1.5m×1.5m 1 門
下粕ポンプ場	下粕	精華町	町長	本川と排水路の水位を測定して調整する	Φ1,200mm ポンプ 2 台 Q=6.0 m ³ /s
川西合同樋門	下粕	川西土地改良区			

資料 5-3 【風水害】水防警報指定河川

洪水注意報、警報指定河川									
河川名	区 域	水位観測所		指定水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水 位 (危険水 位)	計画高水位	洪水予報発表者
淀川支川 木津川	左岸 木津川市加茂町山田野 田 3 から幹川合流点ま で 右岸 相楽郡和束町大字木屋 字桶淵 22-2 から幹川 合流点まで	加茂	木津川市 加茂町大字船屋	2.50 m	4.50 m	5.90 m	6.00 m	9.01 m	近畿地方整備局 淀川ダム総合管 理事務所 大阪管区气象台

水防警報指定河川（淀川河川事務所管内）

河川名	区 域	対 象 水 位 観 測 所					水防警報発令者
		名称	地 名	位 置	警戒水位	計画高水位	
淀川支川 木津川	左右岸 相楽郡南山城村地内(三重県界) から幹川合流点まで	加茂	木津川市 加茂町大字船屋	幹川合流点より 28.60km	4.50 m	9.01 m	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		岩倉	三重県伊賀市 岩倉	幹川合流点より 57.40km	6.00 m	10.50 m	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

河川名	区 域		対 象 水 位 観 測 所						発表者
			名称	所在地	指定水位	警戒水位	特別警戒水位	危険水位	
煤谷川	起点	起点	菱田	菱田宮西 22-2	0.70m	1.30m	1.70m	2.00m	4.23m
	終点	木津川合流点							
山田川	起点	古川橋 (府道奈良精華線)	山田川	木津川市 相楽下地先	1.40m	2.40m	2.70m	3.60m	4.90m
	終点	木津川合流点							

資料 5-4 【風水害】町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所

町周辺の水位観測所

河川名	名称	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断 水位	氾濫危険水位	計画高水位	堤防高	備考
木津川	加茂	加茂町船屋	左岸 66.50km	2.50m	4.50m	5.90m	6.00m	9.01m		基準点 T.P. 34.887
	祝園	精華町祝園開橋上流左岸	左岸 56.60km	1.00m	2.50m	4.2m	4.8m	6.46m		基準点 T.P. 25.7430
山田川	山田川	木津川市相楽城下地先	左岸 1.67km	1.40m	2.40m	2.70m	3.60m		4.90m	テレメータ 基準点 T.P.31.7380
煤谷川	菱田	精華町菱田宮西 22-2	左岸 0.87km	0.70m	1.30m	1.70m	2.00m		4.23m	テレメータ 基準点 T.P.29.5000

() 内の数値は、『避難勧告等の発令のタイミングの検討』(H26) 内の試算値

町周辺の雨量観測所

観測場所	観測器種別	所 属
精華町消防本部	自記	精華町
菱田	テレメータ	京都府
木津	テレメータ	京都府
祝園	テレメータ	国土交通省

重要水防区域一覧

【京都府重要水防区域】

水系名	河川名	担当水防管理団体名	重要水防区域		
		(市町村水防事務組合)	場 所	左右岸別	延 長
淀 川	煤谷川	精華町	精華町舟地区	右	120m

【京都府重点警戒箇所】

水系名	河川名	担当水防管理団体	河川重点警戒箇所		延長(m)	区分
			左右岸別	区間		
淀 川	煤谷川	精華町	左・右	精華町菱田～木津川合流	各 300	①

※①：高さ2m以上の築堤区間で、かつ人家が連たんする区間

【直轄河川重要水防箇所】

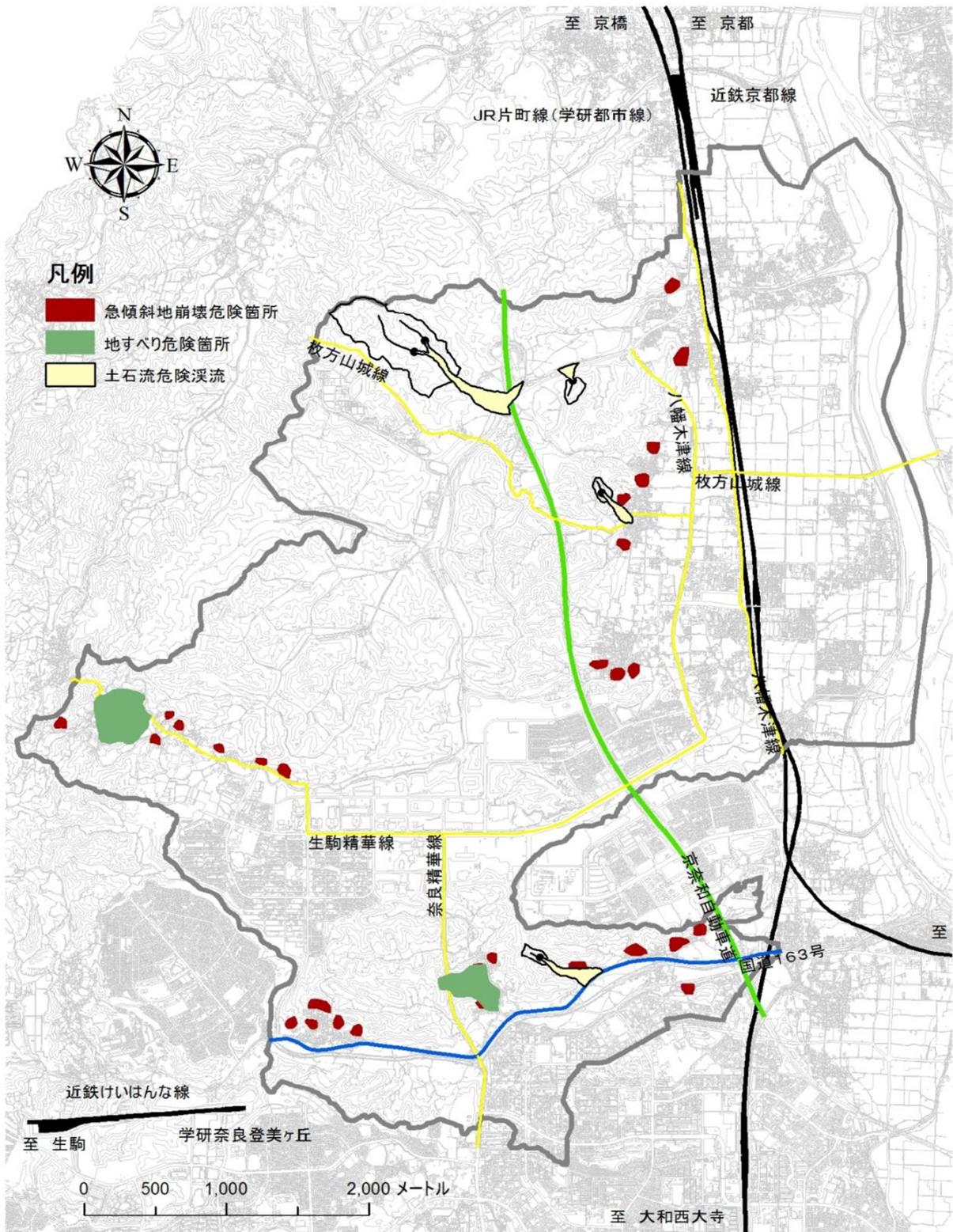
淀川河川事務所（平成 25 年 3 月）

① 図面 対象 番号	② 河川名	③ 左右 岸の 別	④ 種別	⑤ 重 要 度	⑥ 地点名	⑦ 距離杭	⑧ 延長 (m)	⑩ 備考
237	木津川	左	堤防断面	B	相楽郡精華町下狛	18.5 ～ 19.2	700	
238	木津川	左	堤防断面	B	相楽郡精華町祝園	20.3 ～ 20.9	600	
240	木津川	左	堤防断面	B	相楽郡精華町	21.3 ～ 21.5	200	
445	木津川	左	漏水	B	相楽郡精華町下狛	18.3 ～ 19.2	900	
447	木津川	左	漏水	B	相楽郡精華町	20.1 ～ 21.5	1400	
320	木津川	左	法崩れ・すべり	B	相楽郡精華町	18.3 ～ 20.1	1800	
323	木津川	左	法崩れ・すべり	B	相楽郡精華町祝園	20.5 ～ 23.9	3400	
994	木津川	左	新堤防・破堤跡・旧川跡	要	相楽郡精華町	19.1 ～ 19.3	200	旧川跡
995	木津川	左	新堤防・破堤跡・旧川跡	要	相楽郡精華町	20.1 ～ 21.1	1000	旧川跡

【重要ダム、堰、樋門】

河川名	名 称	位 置	管理団体	管理責任者	備 考
山田川	竹花井堰	精華町山田	山田水利組合	組合長	H=0.8m W=16.0m (ゴム引布製可動機)
〃	馬場井堰	〃	〃	〃	〃
〃	金堀上井堰	精華町乾谷	金堀上井堰組合	代表	〃
〃	芦谷井堰	精華町柘榴	柘榴水利組合	組合長	H=1.5m W=12.0m
九百石川	川西合同樋門	精華町下狛	川西土地改良区	理事長	巾=2.2m H=1.8m 手動式3門
木津川	高山ダム	相楽郡 南山城村	水資源開発公団	木津川ダム 総合管理所長	ローラーゲート6門 高圧ラジアルゲート4門

土砂災害危険箇所図



土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

令和 7 年 4 月現在

	区域の名称		自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
1	市原川	新つ 1001-1	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域／特別警戒区域
2	市原川	新つ 1001-2	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域
3	大谷川	新つ 3001	土石流	平成 20 年 3 月 28 日	警戒区域
4	僧坊 A	つ 1009-1	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒区域／特別警戒区域
5	僧坊 B	つ 1009-2	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 27 日	警戒区域／特別警戒区域
6	精華台 1 丁目	つ 1016	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
7	尻谷 B	つ 2016-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
8	尻谷 C	つ 2016-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
9	蔭山	つ 2019	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
10	北ノ谷 A	つ 1007-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
11	北ノ谷 C	つ 1007-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
12	東畑 A	つ 2001	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
13	東畑 B	つ 2002	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
14	東畑 C	つ 2003-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
15	東畑 D	つ 2003-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
16	荒内	つ 2004	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
17	笹谷	つ 2005	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
18	鳥山 A	つ 2010-A	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
19	鳥山 B	つ 2010-B	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
20	南谷 A	つ 2011-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
21	南谷 B	つ 2011-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
22	南谷 C	つ 2011-3	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
23	北ノ谷 B	つ 2012-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
24	北ノ谷 D	つ 2012-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
25	塚野	つ 2013	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
26	柘榴 A	つ 1001-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
27	柘榴 E	つ 1001-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
28	柘榴 B	つ 1002-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
29	柘榴 F	つ 1002-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
30	柘榴 C	つ 1011	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
31	柘榴 D	つ 1012	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
32	縄手	つ 2006	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
33	乾谷 A	つ 2007-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
34	乾谷 C	つ 2007-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
35	乾谷 D	つ 2007-3	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
36	乾谷 B	つ 2008-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
37	乾谷 E	つ 2008-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
38	乾谷 F	つ 2008-3	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
39	菱田 A	つ 1008-1	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域
40	菱田 B	つ 1008-2	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 6 月 20 日	警戒区域／特別警戒区域

その他、下狛地区 2 か所、南福八妻地区 2 か所、東畑地区 13 か所、乾谷 2 か所、山田地区 12 か所、北福八間地区 14 か所あり、
計 8 地区、85 か所
出所：京都府ホームページ

ため池一覧

名 称	位 置	貯水面積(m ²)	貯水量(m ³)	点検対象ため池
山田池	菱 田	23,000	74,000	○
古 池	"	19,000	38,000	○
下狛新地	下 狛	33,000	80,000	○
今 池	"	11,000	20,800	○
下狛大池	"	2,000	2,000	
砂川池	"	2, 000	1,500	
二野池	"	23, 000	79,800	○
鈴ノ庄上池	"	5,000	6,300	
大福寺池	"	1,000	2,500	○
片山上池	"	2,000	2,800	
片山下池	"	2,000	4,800	○
鈴ノ庄下池	"	4,000	8,900	○
雲の池	北稲八間	7,000	16,400	○
胡麻谷池	"	18,000	48,600	○
唐子谷池	"	6,000	12,000	○
烏池	"	5,000	9,000	
重箱池	"	1,000	1, 500	
蛇カンボ池	"	4,000	6,500	
蓮 池	南稲八妻	10,000	74,500	○
板尻池	"	1,000	1,300	○
水落池	"	8,000	17,000	○
西燈明池	"	2,400	2,800	○
濁池	"	2,000	2,000	
皿池	"	3,000	2,000	○
南稲新池	"	5,290	10,700	○
北ノ川池	植 田	5,000	2,000	
釈迦ノ池	"	11,000	16,900	○
山田新池	山 田	1,000	2,400	
大谷池	乾 谷	1,000	800	
谷々上池	"	500	100	○
谷々下池	"	1,000	700	○
合力下池	"	1,000	500	
合力中池	"	1,000	500	
鎌ヶ谷池	"	1,000	300	
大谷大池	"	1,000	1,100	
松原下池	"	1,000	600	
中ヶ谷池	"	1,000	700	
欠所大池	"	2,000	2,000	○
カイノ池	"	1,000	600	○
向井中池	柘 榴	1,000	600	
徳所池	"	1,000	600	
砂野川下池	"	1,000	3,900	
砂野川上池	"	2,000	4,000	
中七条池	"	1,000	600	
七条中池	"	1,000	400	
七条下池	"	1,000	600	
徳所大池	"	1,000	800	
向井上池	"	1,000	500	
鳥谷池	東 畑	8,000	19,600	○
カニマ池	"	2,000	4,300	○

消防機器材配置状況

【消防本部・署】

令和 6 年 4 月 1 日現在

種 別	メーカー	年式	排気量 (L)	ポンプ 級別	備 考
普通消防ポンプ車 (1号)	日野	H. 23	4.00	A-2	CD-I 型
普通消防ポンプ車 (2号)	〃	R. 2	4.00	〃	CD-I 型 圧縮空気泡消火装置付 (CAFS)
水槽付消防ポンプ車	〃	H. 12	8.20	〃	I-A 型水槽 1,500 ㍓
救助工作車	〃	H. 24	6.40		照明装置 (高輝度 LED1, 600kw×2) クレーン装置 (ユニック UR33G) 前後ウィンチ (5t 用)
軽ダンプ	ダイハツ	H. 18	0.65	B-2	小型動力ポンプを積載
救急車 (1号)	トヨタ	R. 6	2.69		高規格救急車
救急車 (2号)	トヨタ	R. 2	2.69		高規格救急車
救急車 (非常用)	トヨタ	H. 29	2.69		高規格救急車
指令車	ホンダ	R. 3	1.49		
水防車	いすゞ	R. 3	2.99		後部パワーゲート
水防資機材搬送車	いすゞ	H. 17	4.77		ハイアウトリガークレーン装置
査察車	ダイハツ	R. 2	0.65		
指揮車	ニッサン	H. 20	3.49		
消火・通報訓練指導車	マツダ	H. 20	1.99		消火・通報訓練設備
防火広報車	ニッサン	H. 29	1.99		広報マイク設備
赤バイク (1号)	ホンダ	H. 10	0.049		
赤バイク (2号)	〃	H. 15	0.049		

消防車両【消防団】

【消防団】

令和6年4月1日現在

部 名	種 別	メーカー・車種	年式	排気量 (L)	型式	備 考	
本 団	指揮広報車	トヨタ (ライズ)	R. 4	0.99		広報マイク設備	
	団多機能車	ニッサン (キャラバン)	H. 28	2.48		救助資機材搭載型	
	小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.526	B-2	直列3気筒水冷4ストローク	
第1分団	第1部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	R. 4	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第2部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	R. 6	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.5	B-3	直列3気筒水冷4ストローク
	第3部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 16	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.554	B-3	横形2気筒空冷2ストローク
	第4部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 26	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
第2分団	第1部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	R. 4	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒空冷2ストローク
	第2部	積載車	ダイハツ	H. 16	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.554	B-3	横形2気筒空冷2ストローク
	第3部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 20	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第4部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 24	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第5部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 27	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
第3分団	第1部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	R. 1	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第2部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 20	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第3部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 25	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク
	第4部	積載車	ダイハツ (ハイゼット)	H. 28	0.65		
		小型動力ポンプ	トーハツ	〃	0.617	B-2	横形2気筒水冷2ストローク

人員配置状況

【消防団】

令和 7 年 4 月 1 日現在

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
定員	1	2	3	3	14	41	217	281
実員	1	2	3	3	14	40	167	230
団本部	1	2	3	3				9
第 1 分団			(1)	(1)	4	12	47	63(2)
第 2 分団			(1)	(1)	5	15	73	93(2)
第 3 分団			(1)	(1)	4	12	45	61(2)
女性部					1	1	2	4
合計	1	2	3(3)	3(3)	14	40	167	230(6)

【婦人防火クラブ】

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	クラブ員数
植田婦人防火クラブ	28 名

【自主防災組織】

令和 7 年 4 月 1 日現在

名称	会員世帯数	名称	会員世帯数
光台七丁目防災会	653 世帯	精華台一丁目トチノキ自主防災会	130 世帯
桜が丘四丁目防災会	558 世帯	南稲自主防災会	463 世帯
桜が丘三丁目防災会	558 世帯	精華台二丁目自主防災会	377 世帯
滝ノ鼻防災会	393 世帯	柘榴自主防災会	117 世帯
光台六丁目防災会	604 世帯	舟自主防災会	501 世帯
光台四丁目自主防災会	627 世帯	桜が丘一丁目自主防災会	519 世帯
谷自主防災会	122 世帯	北稲自主防災会	353 世帯
光台五丁目自主防災会	292 世帯	植田自主防災会	426 世帯
光台八丁目自主防災会	544 世帯	精華台五丁目自主防災会	345 世帯
桜が丘二丁目自主防災会	405 世帯	光台九丁目自主防災会	283 世帯
里自主防災会	118 世帯	東畑自主防災会	241 世帯
中久保田自主防災会	190 世帯	菅井自主防災会	116 世帯
乾谷自主防災会	149 世帯	桜が丘三丁目エス ^ハ ローマ自主防災会	171 世帯
精華台三丁目自主防災会	440 世帯	西北自主防災会	103 世帯
精華台四丁目自主防災会	569 世帯	祝園西一丁目自主防災会	680 世帯
精華台一丁目自主防災会	375 世帯	旭自主防災会	36 世帯
中自主防災会	191 世帯	東自主防災会	266 世帯
山田自主防災会	243 世帯	アス ^ハ ・マニッシュ、コート自主防災会	120 世帯
菱田自主防災会	721 世帯		
僧坊自主防災会	818 世帯		
南自主防災会	961 世帯		

備蓄倉庫一覧

場所	所在地	備考
精華西中学校 備蓄倉庫	光台九丁目 1 番地	
精華台小学校 備蓄倉庫	精華台一丁目 2 番地 1	
ほうその運動公園 備蓄倉庫	大字祝園小字古川 23 番地の 1 他	
川西小学校 備蓄倉庫	大字北稲八間小字畑ヶ田 15-1	
精華中学校 備蓄倉庫	大字南稲八妻小字丸山 7 番地	

主な備蓄数量一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在

No.	品名 (※)	規格等	単位	数量
1	アルファ化米	レトルトパック入り (開封後、パックが容器として使用可のもの) 内容量 : 100 g (出来上がり約 260 g)	個	25,500
2	缶入りパン	1 缶 2 個入り 内容量 100g	缶	4,208
3	保存水	内容量 500ml	本	11,104
4	乳児用液体ミルク	200ml / 1 缶 × 2 8 8 本	ml	57,600
5	毛布		枚	3200
6	トイレ	組立式トイレ (車椅子での利用可) 2 4 個 備蓄型簡易トイレ 2 個、パイプ式便座 110 個 ラッピング式簡易トイレ 4 台	個	140
7	凝固剤	凝固剤 2 4 2 箱 (100 個/箱) 排尿処理セット 4,900 回分 (便収納袋と便凝固剤のセット)	個	29,100
8	トイレットペーパー	1 2 0 ロール (200m/ロール)	m	24,000
9	おむつ	大人用 S, M, L, LL (パンツ、テープ)	枚	300
		子供用 S, M, L (パンツ、テープ)	枚	1392
10	女性用衛生用品		枚	1,290

(※) 品目は、令和 7 年 5 月 26 日開催の京都府防災会議・国民保護協議会資料中、資料 7-2 に示された重点備蓄品目による。

資料 5-12 【配備・備蓄】水防倉庫・水防用資器材備蓄数量一覧

水防倉庫一覧					
水防倉庫名	河川名	設置場所	構造	面積	設置年度
消防本部水防倉庫	全河川	大字北稲八間小字寄田長	軽量鉄骨 2 階	73.83 m ²	S62
下粕水防倉庫	煤谷川	大字下粕小字百久保	コンクリートブロック造平屋	33.44 m ²	H10
菅井水防倉庫	木津川	大字菅井小字馬淵	コンクリートブロック造平屋	50.00 m ²	H3
山田水防倉庫	山田川	大字山田小字下川原	軽量鉄骨平屋	37.00 m ²	S61

水防用資器材備蓄数量一覧令和 7 年 4 月 1 日現在

品物	町基準	水防倉庫				合計
		場所	本部	下粕	菅井	
麻袋(枚) (布製、ナイロンを含む)	600	8,915				8,915
タフシート(枚)	50	88			20	108
くぎ(2寸以上)(kg)	12	175			20	195
切り番線 10 番(本)	200	750			200	950
杉丸太(2m以上)(本)	150		680	430	740	1,850
コンパネ(枚)	10		10			10
バケツ(個)	1	4				4
スコップ(丁)	30	130			30	160
かま(丁)	10	66			10	76
たこづち(丁)	2	8			2	10
ツルハシ(丁)	2	29			7	36
かけや(丁)	10	43			10	53
なた(丁)	5	27			5	32
くわ(丁)	5	20			5	25
金槌(丁)	3	15			3	18
のこぎり(丁)	4	21			2	23
ペンチ(丁)	3	5			3	8
シノ(丁)	3	22			3	25
クリッパー(丁)	2	9			1	10
一輪車(台)	1	12			2	14
草刈機(台)	1	5				5
鉄くい(本)	30	135				135
砂(t)	2	8				8

注 1 品目・数量の基準は、1 棟当たりを示す。

注 2 水防資器材は、水防倉庫の規模、管理等の問題から、水防活動の拠点である本部へ重点的に配置している

医療施設一覧

【医科】

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	コマダ診療所	菱田宮川原 10	93-1787	内科・外科・整形外科・小児科
2	古田診療所	祝園門田 8	93-2216	内科・外科・整形外科・ リハビリテーション科
3	山本整形外科	祝園西一丁目 24-3 祝園駅西医療ビル1階	98-3555	整形外科・リウマチ科・放射線科・リハ ビリテーション科
4	桜井眼科	祝園西一丁目 24-3 祝園駅西医療ビル2階	93-4208	眼科
5	鈴木耳鼻咽喉科医院	祝園西一丁目 24-3 祝園駅西医療ビル2階	98-4033	耳鼻咽喉科
6	藤木医院	祝園西一丁目 24-15	94-2006	内科
7	下里医院	山田下川原 22-2	72-1212	内科・婦人科・麻酔科
8	山田内科クリニック	精華台二丁目 10-94	98-3660	内科・神経内科・ リハビリテーション科
9	杉本整形外科医院	精華台九丁目 2-4 アピ タタウンけいはんな南館 2階	95-3110	整形外科・リウマチ科・ リハビリテーション科
10	山本耳鼻咽喉科形成外科	光台四丁目 29-2	98-3339	耳鼻咽喉科・形成外科
11	平田内科医院	光台七丁目 14-3	95-3400	内科・消化器科・循環器科
12	おく内科医院	桜が丘三丁目 2-1 エス ペローマ高の原ウエスト 1番館 1F	72-7023	内科・リウマチ科・消化器内科・糖尿病 代謝内科
13	芳川医院	桜が丘三丁目 24-7	71-0014	内科・小児科
14	松川耳鼻咽喉科医院	桜が丘四丁目 24-17	72-8851	耳鼻咽喉科・アレルギー科
15	精華町国民健康保険病院 (指定管理者:医療法人医 仁会)	祝園砂子田 7	94-2076	内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器 科・人工透析・リハビリテーション科・歯 科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
16	医療法人社団医聖会 学研都市病院	精華台七丁目 4-1	98-2123	内科・消化器科・循環器科・外科・整形 外科・小児科・泌尿器科・眼科・リハビ リテーション科・リウマチ科・麻酔科・放 射線科・神経内科・脳神経外科・呼吸 器内科・呼吸器外科・皮膚科
17	ともスキンケアクリニック	祝園西 1-9 -46	98-2714	皮膚科
18	岸田内科医院	精華台 2-17-10	95-1771	内科・老年内科・消化器内科
19	みやもとクリニック	祝園西 1 丁目 2-4 グリ ーンヒル 101 号	46-8474	心療内科・精神科
20	島谷クリニック	桜が丘 4 丁目 25-4	66-1850	内科・外科・消化器内科
21	くわはらこどもクリニック	精華台 4 丁目 21-14	98-2788	小児科
22	みう眼科クリニック	桜が丘四丁目 24-11	72-1120	眼科
23	幸音クリニック	下狛下新庄 80-1	34-2345	内科・精神科・心療内科
24	柳沢在宅クリニック	祝園長塚 16-3	98-1557	内科
25	天野医院	下狛河原田 45-3	95-9500	内科・リハビリテーション科
26	梅田小児委員	桜が丘四丁目 23-6	73-9231	小児科
27	村西循環器クリニック	狛田一丁目 13-16	74-8133	内科・呼吸器内科・循環器内科
28	ほりうち形成外科	山田心蓮寺 10-1	66-2223	形成外科・美容外科・皮膚科・美容 皮膚科

【地域災害拠点病院】

医療機関名	所在地	電話番号	衛星通信系防災情報システム電話番号
京都山城総合医療センター	木津川市木津駅前 1-27	(0774)72-0235	8-782-8101

【歯科】

No	医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
1	新司歯科医院	菱田宮川原 29-5	94-2222	歯科・小児歯科・口腔外科
2	今井歯科医院	菱田ハサマ9	93-3100	歯科・小児歯科・口腔外科
3	添田歯科診療所	祝園長塚 15 報文堂マルコビル 1F	93-1192	歯科・口腔外科
4	井手歯科医院	祝園長塚 17-11	93-0787	歯科
5	森田歯科医院	祝園西一丁目 22-5 寺島ビル 103	94-4330	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
6	たなか歯科	祝園西一丁目 30-3 2 階	93-3722	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
7	なかにし歯科医院	精華台一丁目 19-4 RCGビル1階	93-3399	歯科・小児歯科・矯正歯科
8	よしだ歯科クリニック	精華台三丁目 12-1	93-4184	歯科・小児歯科
9	住岡歯科医院	光台四丁目 56-7	95-0986	歯科・小児歯科・矯正歯科
10	田上歯科医院	光台七丁目 14-8	93-0772	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
11	喜田歯科	山田下川原 13-2	73-5104	歯科・小児歯科・矯正歯科
12	たつみ歯科	桜が丘一丁目 15-11	73-2021	歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科
13	高田歯科医院	桜が丘三丁目 2-1 エスペローマ高の原 3 号	73-2211	歯科・小児歯科
14	フジタ歯科医院	桜が丘四丁目 23-9	73-8810	歯科・小児歯科
15	うちだ歯科クリニック	桜が丘四丁目 24-17-201	73-2030	歯科・小児歯科・口腔外科
16	おざさ歯科医院	祝園西 1-9-46 せいかガーデンシティ 2F	95-3918	歯科・小児歯科・口腔外科
17	やまむらデンタルクリニック	光台四丁目 28-5	93-4755	歯科・小児歯科・矯正歯科
18	エスエイ歯科医院アピタタウンけいはんな	精華台九丁目 2-4 アピタタウンけいはんな西館 1 階	98-3824	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科
19	歯科よしおか	下狛下新庄 38-4	98-3355	歯科・矯正歯科・小児歯科・口腔外科
20	ゆうま歯科	山田下川原 11-1	94-6996	歯科・小児歯科・口腔外科

【助産院】

医療機関名	所在地	電話番号	診療項目
悠育助産院	精華台四丁目 21-14	98-3355	分娩・妊婦検診等

社会福祉施設一覧

施設名称	所在地	電話番号	管理者	浸水想定区域要配慮者施設	対象河川	
社会福祉法人 相楽作業所	精華台五丁目1番地4	93-3277	廣瀬明彦			
精華地域活動センター心	南稲八妻砂留 22-1(かしのき苑内)	95-3203				
ワーク相楽	北稲八間井手ノ元32	94-9167				
せいかファーム	祝園長塚17-5	98-0015		○	木津川	煤谷川
相楽地域障害者生活支援センター	大字祝園小字榊ヶ坪 26-4	93-3936				
特別養護老人ホーム 神の園	大字南稲八妻小字笛竹 41	94-4125	厚地 進			
在宅介護支援センター 神の園	大字北稲八妻小字焼山 6	93-0846	高田全康			
デイサービスセンター 神の園	〃	〃	深井 勇			
かしのき苑デイサービスセンター	大字南稲八妻小字砂留 22-1	94-5200	社会福祉協議会			
下粕ふれあいの家	大字下粕小字清神前 42	93-0902		○	木津川	煤谷川
精華町国民健康保険病院	祝園小字砂子田 7	94-2076		○	木津川	
共同作業所おーぶんせさみ	祝園小字長塚 15 (工房)精華台 2 丁目 10-17	93-1969		○	木津川	煤谷川
町立ほうその保育所	祝園小字一ノ間 3 番地 1	94-3530		○	木津川	
町立こまだ保育所	下粕小字浄楽 76、77、78 番地	94-3400		○	木津川	煤谷川
町立いけたに保育所	桜が丘三丁目 2 番地 2	72-3530				
ひかりだい保育所	光台四丁目 50 番地 3	95-3651				
せいかだい保育所	精華台二丁目 11 番地 1	98-3866				
発達支援ルームこねっく	祝園小字出森 3、4 番地	93-3814		○	木津川	煤谷川
チャイルド・ルーム・ヒナ	精華台二丁目 13 番地 3	95-0180				
すもも学園	祝園西一丁目 16 番地 11	66-6212		○	木津川	

指定避難所等一覧

【指定避難所】

整理番号	名称	地震	水害	所在地	連絡先		体育館面積 (㎡)	収容人員		
					電話	管理窓口		通常 (2㎡/ 1名)	通常 (3.5㎡/ 1名)	感染症 (5㎡/ 1名)
1	町立川西小学校	○	×	北稲八間畑ヶ田 15-1	94-2024	学校教育課	640	320	182	128
2	町立山田荘小学校	○	○	桜が丘二丁目 22-1	72-0545	〃	720	360	205	144
3	町立精北小学校	○	×	下狛河原田 44	93-0231	〃	420	210	120	84
4	町立東光小学校	○	○	光台七丁目 43	95-0400	〃	790	395	225	158
5	町立精華台小学校	○	○	精華台一丁目 2-1	98-0310	〃	780	390	222	156
6	町立精華中学校	○	○	南稲八妻丸山 7	94-2013	〃	780	390	222	156
7	町立精華南中学校	○	○	桜が丘二丁目 31	72-5222	〃	760	380	217	152
8	町立精華西中学校	○	○	光台九丁目 1	95-3700	〃	1,000	500	285	200
9	むくのきセンター(町立体育館コミュニティーセンター)	○	×	下狛神ノ木 8	98-0200	生涯学習課	494	247	141	98
10	町立地域福祉センター かしのき苑	○	○	南稲八妻砂留 22-1	94-5200	社会福祉課	384	192	109	76

<凡例>

- 1 地震の列：○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 2 水害の列：×を付した避難先は、浸水想定区域に所在することから、水害時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 3 3.5㎡/1名は、スフィア基準を踏まえたものである。

【指定避難所（高齢者等）】

番号	名称	所在地	災害区分		面積 (㎡)	収容人数			車両
			地震	水害		通常 2㎡ /1名	通常 3.5㎡ /1名	感染症 5㎡ /1名	
1	光台四丁目集会所	光台四丁目 20 番地 3	○	○	106	53	30	21	0
2	桜が丘四丁目集会所	桜が丘四丁目 13 番地 5	○	○	178	89	50	35	1

【指定避難所（妊産婦乳幼児家族）】

番号	名称	所在地	災害区分		体育館等 面積 (㎡)	収容人数			車両
			地震	水害		通常 2㎡ /1名	通常 3.5㎡ /1名	感染症 5㎡ /1名	
1	町立ほうその保育所	祝園一ノ間 3 番地 1	○	×	161	80	46	32	20
2	町立こまだ保育所	下粕浄楽 76、77、78 番地	○	×	174	87	49	34	20
3	町立いけたに保育所	桜が丘三丁目 2 番地 2	○	○	52	26	14	10	10
4	ひかりだい保育所	光台四丁目 50 番地 3	○	○	190	95	54	38	0
5	せいかだい保育所	精華台二丁目 11 番地 1	○	○	202	101	57	40	60

【指定避難所（外国人対応）】

番号	名称	所在地	災害区分		面積 (㎡)	収容人数			車両
			地震	水害		通常 2㎡ /1名	通常 3.5㎡ /1名	感染症 5㎡ /1名	
1	華工房	下粕井堀 19 番地	○	×	60	30	17	12	9
2	町立精華中学校	南稲八妻小字丸山7番地	○	○	780	390	222	156	3

<凡例>

- 地震の列 : ×を付した避難先は、耐震構造上、地震時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 水害の列 : ×を付した避難先は、浸水想定区域内に所在することから、水害時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 3.5㎡/1名は、スフィア基準を踏まえたものである。

【指定緊急避難場所】

整理番号	名称	所在地	主な避難地区	災害区分		面積 (収容人数等) (3.5㎡/1名)
				地震	水害	
1	むくのきセンター(町立体育館コミュニティーセンター)	下狛神ノ木8	精北小学校区	○	×	3000㎡ (857人)
2	町立精北小学校	下狛河原田44	精北小学校区	○	×	7000㎡ (2,000人)
3	町立川西小学校	北稲八間畑ヶ田15-1	川西小学校区	○	×	12500㎡ (3,571人)
4	町立精華中学校	南稲八妻小字丸山7	川西小学校区	○	○	15000㎡ (4,285人)
5	町立精華台小学校	精華台一丁目22-1	精華台小学校区	○	○	8000㎡ (2,285人)
6	町立東光小学校	光台七丁目43	東光小学校区	○	○	8400㎡ (2,400人)
7	町立精華西中学校	光台九丁目1	東光小学校区	○	○	8000㎡ (2,285人)
8	町立山田荘小学校	桜が丘二丁目22-1	山田荘小学校区	○	○	8800㎡ (2,514人)
9	町立精華南中学校	桜が丘二丁目33-1	山田荘小学校区	○	○	8200㎡ (2,342人)
10	精華町消防本部	北稲八間寄田長31	川西小学校区	○	○	
11	ほうその運動公園	祝園古川23-1	川西小学校区	○	×	3723㎡ (1,063人、10台)
12	けいはんなオープンイノベーションセンター	精華台七丁目5-1	精華台小学校区	○	○	(600人)
13	(株)けいはんな	光台一丁目7	東光小学校区	○	○	(400人、200台)
14	(株)島津製作所	光台三丁目9-4	東光小学校区	○	○	(50人、50台)

【広域避難所】

整理番号	名称	地震	水害	所在地	連絡先		収容人員	屋外部分面積 (㎡)
					電話	管理窓口	屋外 (人)	
1	打越台グラウンド	○	○	北稲八間小字打越	95-1907	生涯学習課	12,607	25,213
2	池谷公園	○	○	桜が丘二丁目21-1	95-1901	建設課	10,040	20,080
3	烏谷公園	○	○	光台七丁目42番	〃	〃	20,300	40,600

<凡例>

- 水害の列：×を付した避難先は、浸水地域となることが想定されており、水害時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 地震の列：○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 3.5㎡/1名は、スフィア基準を踏まえたものである。

地区避難所一覧

名称	所在地	災害区分			面積 (㎡)	収容人員			収容 車両数	
		地震	水害	土砂災		通常 2㎡ /1名	通常 3.5㎡ /1名	感染症 5㎡ /1名		
1	菱田集会所	大字菱田小字十ノ坪 21	×	×	○	138	69	39	27	0
2	滝ノ鼻集会所	小字茶屋前 10 外	○	×		135	67	38	27	0
3	中久保田集会所	小字西川原 31-3 外	○	×		117	58	33	23	0
4	下狛会館	大字下狛小字林前 37-1	×	×						0
5	舟集会所	小字市場 65-1	○	×		178	89	50	35	0
6	里集会所	木戸口 1 番地	○	×		138	69	39	27	0
7	僧坊集会所	小字上新庄 47-21	○	×	○	110	55	31	22	0
8	旭集会所	小字二ノ谷 68	×	○	○	78	39	22	15	0
9	谷集会所	小字柿添 35-1	×	○		75	37	21	15	3
10	北稲八間集会所	大字北稲八間小字焼山 62	○	○	○	82	41	23	16	4
11	南稲八妻集会所	大字南稲小字谷ノ池 43	○	○	○	269	134	76	53	26
12	植田集会所	大字植田小字池ノ川 27-3	○	○		158	79	45	31	0
13	中集会所	大字祝園小字神木段 45-3	○	×		59	29	16	11	0
14	南集会所	小字一ノ坪 2-1	×	×		128	64	36	25	0
15	東集会所	小字水車 47-1	○	×		147	73	42	29	11
16	西北集会所	小字国友 18-2	○	×		95	47	27	19	0
17	祝園西一丁目集会所	祝園西一丁目 5-1	○	○		102	51	29	20	3
18	菅井集会所	大字菅井小字古里 97	○	×		106	53	30	21	0
19	北ノ堂集会所	小字北ノ堂 1-4	○	×		70	35	20	14	0
20	馬淵集会所	小字馬淵 2-21	×	×		103	51	29	20	0
21	山田集会所	大字山田小字下川原 67	○	○	○	97	48	27	19	0
22	乾谷集会所	大字乾谷小字金掘 78-5	×	○	○	109	54	31	21	0
23	柘榴集会所	大字柘榴小字出口 47	×	○	○	112	56	32	22	0
24	東畑集会所	大字東畑小字芳谷 3-1 外	○	○	○	198	99	56	39	0
25	光台四丁目集会所	光台四丁目 20-3	○	○		106	53	30	21	0
26	光台五丁目集会所	光台五丁目 4	○	○		103	51	29	20	1
27	光台六丁目集会所	光台六丁目 7	○	○		105	52	30	21	1
28	光台七丁目集会所	光台七丁目 32-3	○	○		116	58	33	23	1
29	光台八丁目集会所	光台八丁目 21-13	○	○		107	53	30	21	0
30	光台九丁目集会所	光台九丁目 21-2	○	○		85	42	24	17	2
31	桜が丘一丁目集会所	桜が丘一丁目 11-8	○	○		93	46	26	18	0
32	桜が丘二丁目集会所	桜が丘二丁目 19-1	○	○		112	56	32	22	0
33	桜が丘三丁目集会所	桜が丘三丁目 34-1	○	○		118	59	33	23	1
34	桜が丘四丁目集会所	桜が丘四丁目 13-5	○	○		178	89	50	35	1
35	精華台一丁目集会所	精華台一丁目 21-2 外	○	○		102	51	29	20	2
36	精華台二丁目集会所	精華台二丁目 21-1	○	○		99	49	28	19	1
37	精華台三丁目集会所	精華台三丁目 11-2	○	○		99	49	28	19	1
38	精華台四丁目集会所	精華台四丁目 9-4	○	○		96	48	27	19	1
39	精華台五丁目集会所	精華台五丁目 10-10	○	○		115	57	32	23	1

<凡例>

- 地震の列 : ×を付した避難先は、耐震構造上、地震時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 水害の列 : ×を付した避難先は、浸水想定区域内に所在することから、水害時の使用に適さないことを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 土砂災の列 : ○を付した避難先は、土砂災害警戒区域の近傍に位置することから、土砂災害時の使用に適することを示す。
○を付した避難先は、使用に適することを示す。
- 収容車両数 : 避難車両を念頭においたものであり、駐車場の収容数から運営要員車両 2 両分を減じた数値を記載した。
- 3.5㎡/1名は、スフィア基準を踏まえたものである。

福祉避難所一覧

番号	施設			管理者			収容人数	駐車場
	名称	所在地	電話	管理者	窓口	連絡先		
1	京都府立南山城支援学校	山田小字医王寺 1	72-7255	京都府教育委員会	総務企画課	(075)414-5751 Fax: 441-8412	187	100
2	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 デイサービスセンター	南稲八妻砂留 22-1	94-4573	町社会福祉協議会 会長	通所介護課	94-4573 Fax: 93-2278	29	0
3	社会福祉法人 盛和福祉会 児童養護施設・乳児院 京都大和の家	南稲八妻小字笛竹 37	98-3840	施設長	総務課	98-3840 Fax: 98-3841	15	0
4	社会福祉法人 相楽作業所	精華台五丁目 1-4	93-3277	理事長	社会福祉法人 相楽福祉会	93-3277 Fax: 93-3271	4	10
5	社会福祉法人 カトリック京都司教区 カリタス会 特別養護老人ホーム 神の園	南稲八妻笛竹 41	94-4125	施設長	事務部	94-4125 Fax: 93-2305	10	17
6	医療法人社団 医聖会 介護老人保健施設 とちのき	精華台七丁目 4-1	98-2600	理事長	事務部	98-2600 Fax: 98-2601	5	0
7	社会福祉法人 芳梅会 フライン桜が丘	桜が丘三丁目 1-6	75-1831	理事長		75-1831 Fax: 75-1855	10	2

備考: 収容車両数は、避難車両を念頭に置いたものであり、施設側と調整した数値を記載した。

避難所協力施設

会社名	連絡先	所在地
京セラ株式会社中央研究所	95-2121 Fax:95-2120	光台三丁目 5 番地 3
京都府農業資源研究センター	93-3525	大字北稻八間小字大路 74 番地
株式会社けいはんな	95-5111 98-2205	光台一丁目 7 番地
株式会社 国際電気通信基礎技術研究所	95-1111	光台二丁目 2 番地 2
国立国会図書館関西館	98-1200	精華台八丁目 1 番地 3
株式会社島津製作所基盤技術研究所	95-1600 Fax:95-1619	光台三丁目 9 番地 4
独立行政法人情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所	98-6803 Fax:98-6955	光台三丁目 5 番地 2
日本電信電話株式会社 NTT コミュニケーション科学基礎研究所	93-7011 Fax:98-2011	光台二丁目 4 番地
ニデック株式会社 ニデックけいはんなテクノロジーセンター	81-1111 Fax:81-888	光台三丁目 9 番地 1
サントリーホールディングス株式会社	66-1110	精華台八丁目 1 番地 1
京都廣学館高等学校	93-0518 Fax:93-2266	大字下狛小字中垣内 48 番地

広域避難（一時避難）者の受入れ（伊根町）

避難元	地区名 1	小学校区	伊根小学校区																本庄小学校区		
		地域名	伊根地区									朝妻地区							本庄地区	筒川地区	
		世帯数	336									238							13	12	
	人口	785									444							35	28		
地区名 2	地区名	日出	高梨	西平田	東平田	大浦	立石	耳鼻	亀山	大原	新井	井室	六万部	泊	峠	畑谷	津母	野室	湯之山	成	
	世帯数	54	39	39	60	16	63	29	36	42	46	21	39	47	16	3	24	13	8	4	
	人口	122	93	90	135	35	156	69	87	93	88	34	52	93	30	3	51	35	22	6	
合計		1,559																			
集合場所	名称	伊根町立筒川地区コミュニティーセンター又は旧本庄中学校									本庄小学校									伊根地区と同じ	
	所在地	伊根町字本坂 279（伊根町字本庄上 607）									伊根町本庄浜馬場先 68										
主な避難経路		府道 57 号→国道 178 号→【検査場所】→国道 176 号→府道 76 号→国道 176 号→京都縦貫（与謝天橋立）→大山崎 JCT→京滋バイパス→久御山 JCT→第二京阪道路 →八幡京田辺 JCT→新名神高速道路→城陽 IC→京奈和自動車道 →精華学研 IC→府道 72 号									国道 178 号→国道 176 号→府道 76 号→【検査場所】→国道 176 号→京都縦貫道（与謝天橋立）→大山崎 JCT→京滋バイパス→久御山 JCT→第二京阪道路 →八幡京田辺 JCT→新名神高速道路→城陽 IC→京奈和自動車道 →精華学研 IC→府道 72 号										
避難退域 検査場所	名称	野田川わーくぱる																			
	所在地	与謝野町字四辻 161																			
避難先	市町村名		精華町																		
	拠点 避難所	名称	精華町立体育館（むくのきセンター）																		
		所在地	精華町大字下粕小字神ノ木 8																		
	避難所	名称	精華町立精華台小学校			精華町立東光小学校			精華町立精北小学校			精華町立川西小学校			精華町立山田荘小学校						
所在地		精華町精華台一丁目 2 番地 1			精華町光台七丁目 43 番地			精華町下粕河原田 44			精華町北稲八間畑ケ田 15-1			精華町桜が丘二丁目 22-1							

各種 23

炊き出し予定施設

名称	所在地	可能人員(200g/人)
町立精北小学校	大字下狛小字河原田 44 番地	460 人
町立川西小学校	大字北稲八間小字畑ヶ田 15 番地 1	460 人
町立山田荘小学校	桜が丘二丁目 22 番地 1	460 人
町立東光小学校	光台七丁目 43 番地	610 人
町立精華台小学校	精華台一丁目 2 番地 1	690 人
防災食育センター	大字南稲八妻小字丸山 4 番地 2	1,550 人
地域福祉センター	大字南稲八妻小字砂留丸山 224-12	100 人
町立ほうその保育所	大字祝園小字一ノ間 3 番地 1	170 人
町立こまだ保育所	大字下狛小字浄楽 76	150 人
町立いけたに保育所	桜が丘三丁目 2 番地 2	50 人

町内の配水地及び緊急時対応貯留槽一覧

	施設名	貯水能力
配水池	北稲配水池	3,800.0 m ³
	東畑低区配水池	3010.20 m ³
	東畑高区配水池	48 m ³
	柘榴低区配水池	780.0 m ³
	柘榴高区配水池	190.0 m ³
	桜が丘低区配水池	1,610 m ³
	桜が丘高区配水池	9070.0 m ³
	光台配水池	2,800.0 m ³
	華の塔低区配水池	1,340260.0 m ³
	華の塔高区配水池	32,4800.0 m ³
	旭第一配水池	66.0 m ³
	旭第二配水池	96.0 m ³
緊急貯留槽	精華町役場	20.0 m ³
	北稲配水池（内池）	1,900.0 m ³
	華の塔配水池	100.0 m ³
	町立精華台小学校	50.0 m ³
	精華台のぞみ公園	50.0 m ³
	光台配水池	100.0 m ³
	柘榴低区配水池（外池）	440.0 m ³

緊急時対応貯留槽は緊急貯留槽の 7 施設

防疫用薬品備蓄一覧

薬品の種類	備蓄量	保管先
クレゾール石けん液	5 本	健康福祉環境部 健康推進課
逆性石けん液	20 本	

【防疫薬品の調達先一覧】

調達先	電 話	次亜鉛素酸ナトリウム	クレゾール石けん液	逆性石けん液
株式会社メディセオ	(075)211-5151 (0774)43-2080	○	○	○

【防疫用機械の配置状況】

防疫用機械名	台 数	配置先
動力噴霧器	4 台	健康福祉環境部 健康推進課

し尿・ごみ処理施設、し尿・ごみ収集車一覧

【し尿処理施設】

施設名	種別	処理能力	所在地	電話番号
相楽郡広域事務組合 大谷処理場	し尿	54.1kl/日	木津川市山城町上狛大谷 181 番地	86-3448

【し尿収集車】

所有者	車別	台数	収集能力	電話番号
(株)クリーンサービス山城	2 トン	3 台	1.8kl/台	94-3241
〃	4 トン	1 台	3.5kl/台	〃
〃	4 トン	1 台	3.6kl/台	〃
相楽商事	2 トン	3 台	1.8kl/台	62-3009

【ごみ処理施設】

施設名	種別	処理能力	所在地	電話番号
木津川市精華町環境施設組合 環境の森センター・きづがわ	ごみ (可燃)	94t/日	木津川市鹿背山川向 1 番地 2	72-1010
(株) 南京都清掃社 南京都リサイクルセンター 南京都不燃物処理センター	ごみ(不燃) ごみ(粗大) ごみ(容器プラ) ごみ(PET)	12t/日 25t/日 14t /日 2t/日	(南京都リサイクルセンター) 木津川市山城町上狛西明官 1 番 地 1 (南京都不燃物処理センター) 木津川市山城町上狛西殿 17 番地	86-3717

【ごみ収集車】

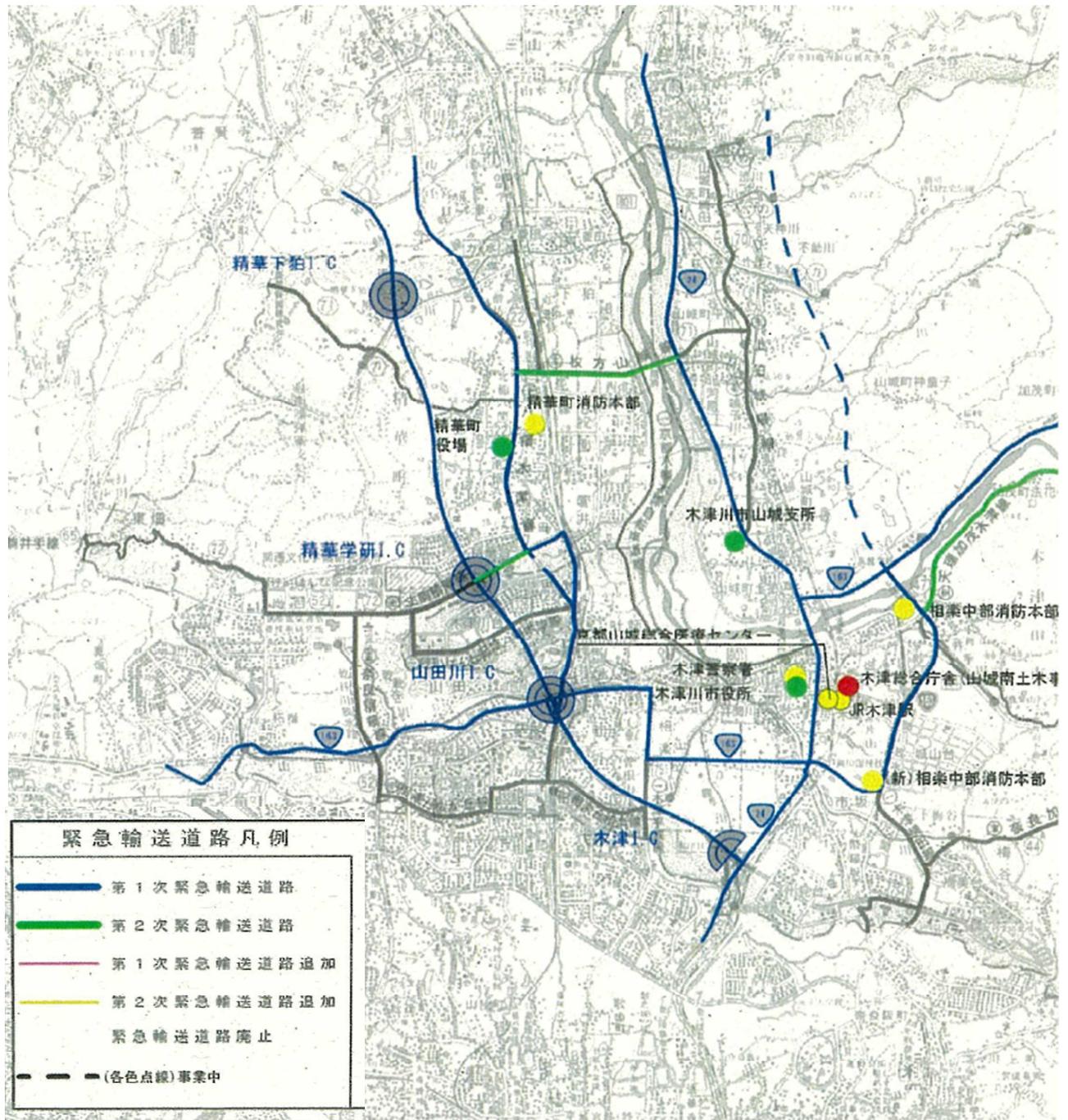
所有者	車別	台数	収集能力	電話番号
町役場公用車	パッカー車	3 台	2.00 t/台	
町役場公用車	パッカー車	1 台	3.25 t/台	
町役場公用車	平ボディダンプ	1 台	2.00 t/台	
町役場公用車	清掃軽ダンプ	1 台	0.35 t/台	
高井商店(株)	2t パッカー車	4 台	2.00 t/台	94-3554
高井商店(株)	3t パッカー車	1 台	3.00 t/台	〃
高井商店(株)	3t 仕様ダンプ	1 台	2.00 t/台	〃
高井商店(株)	2t ダンプ	3 台	2.00 t/台	〃
高井商店(株)	軽ダンプ	2 台	0.35 t/台	〃
(株) 南京都清掃社	3 t 仕様ダンプ	2 台	2.00 t/台	86-3717
(株) 南京都清掃社	3 t 仕様ダンプ	1 台	3.00 t/台	〃
(株) 南京都清掃社	2 t 小型ダンプ	3 台	2.00 t/台	〃
(株) 南京都清掃社	プレスパッカー車	6 台	2.00 t/台	〃
(株) 南京都清掃社	軽ダンプ	2 台	0.35 t/台	〃
(株) 南京都清掃社	10 t 大型ダンプ	1 台	10.00 t/台	〃

文化財一覽

名 称	種 別	区分	適 用	所往地	消火施設
春日神社本殿（附 棟札 2 枚、旧向拝頭貫 1 組）	建造物	国	重要文化財	菱田	自動火災報知設備・避雷設備・非常通報機・消火器
新殿神社十三重塔	〃	〃	〃	山田	
新殿神社本殿（附 棟札 1 枚）	〃	府	指定文化財	山田	自動火災報知設備・避雷設備・消火器
新殿神社末社八王子社	〃	〃	〃	山田	自動火災報知設備
武内神社本殿（附 棟札 16 枚）	〃	〃	登録文化財	北稻八間	自動火災報知設備・避雷設備・非常通報機・消火器
鞍岡神社本殿	〃	〃	暫定登録文化財	下粕	消火器
専光寺本堂	〃	〃	〃	東畑	〃
祝園神社本殿	〃	〃	〃	祝園	〃
祝園神社表門	〃	〃	〃	〃	〃
常念寺木造菩薩形立像	美術工芸品	国	重要文化財	中	自動火災報知設備・非常通報機・消火器
若王寺木造智証大師坐像	〃	〃	〃	僧坊	〃
極楽寺梵鐘	〃	府	指定文化財	柘榴	消火器
如来寺木造十一面観音立像	〃	府 町	暫定登録文化財 指定文化財	植田	〃
蓮臺寺木造菩薩立像	〃	府	暫定登録文化財	南稻八妻	〃
蓮臺寺木造薬師如来立像	〃	府 町	暫定登録文化財 指定文化財	〃	〃

名 称	種 別	区分	適 用	所往地	消火施設
想念寺木造薬師如来坐像	〃	府	暫定登録文化財	里	
阿弥陀寺木造阿弥陀如来坐像	〃	〃	〃	北稲八間	消火器
安楽寺木造阿弥陀如来坐像	美術工芸品	町	指定文化財	谷	〃
観音寺木造十一面観音立像	〃	〃	〃	北稲	自動火災報知設備・消火器
若王寺木造阿弥陀如来坐像	〃	〃	〃	僧坊	自動火災報知設備・非常通報機・消火器
藤田茂三郎家文書	〃	〃	暫定登録文化財	南稲八妻	
森島清右衛門家文書	〃	〃	〃	〃	
武内神社文化財環境保全地区	文化財環境 保全地区	府	決定文化財	北稲	消火栓
新殿神社文化財環境保全地区	〃	〃	〃	山田	
精華町の紡織及び養蚕関連用具	有形民俗文 化財	〃	〃	祝園・南稲 八妻・光台	
春日神社繫馬図絵馬	有形民俗文 化財	町	指定文化財	菱田	自動火災報知設備・非常通報機・消火器

道路状況図、緊急輸送道路一覽



【緊急輸送道路区間一覽表】

区分	道路種別	路線名	区間	延長 (km)
1次	有料道路	京奈和自動車道	城陽IC～木津IC	17.0
1次	市町村道	桜が丘133号線	木712号相楽台15号～国道163号交点	0.06
1次	市町村道	桜が丘134号線	国道163号交点～木713号相楽台16号線	0.1
1次	市町村道	木712号相楽台15号線	(主)八幡木津線交点～桜が丘133号線	0.08
1次	市町村道	木713号相楽台16号線	桜が丘134号線～(主)八幡木津線交点	0.17
2次	主要地方道	生駒精華線	精華学研IC～(主)八幡木津線交点	0.7

町役場公用車一覧			
担当課	車名	登録台数	小計
総務課	三菱 ミニキャブミーブ	1	27
〃	ダイハツ ハイゼット バン	5	
〃	三菱 軽ダンプ	1	
〃	トヨタ プリウス	1	
〃	トヨタ ステーションワゴン	1	
〃	ホンダ インサイト	1	
〃	トヨタ ハイエース	1	
〃	スズキ エブリィ バン	12	
〃	日野 大型バス ふれあい号	1	
自治振興課	スズキ エブリィ バン	1	
子育て支援課	ダイハツ タント	1	
企画調整課	トヨタ クラウン	1	
環境推進課	三菱 犬猫車軽ダンプ	1	9
〃	スズキ 清掃軽ダンプ	1	
〃	イズ 収集車 (3t)	1	
〃	イズ 収集車 (2t)	3	
〃	三菱 2t車	1	
〃	三菱 収集車 (2t)	1	
〃	スズキ 軽ダンプ	1	
建設課	トヨタ ハイラックス	1	4
〃	ダイハツ 軽ダンプ	2	
〃	スズキ 金太郎ダンプ	1	
人権センター	ダイハツ ハイゼット バン	1	4
〃	ダイハツ 軽トラック	1	
生涯学習課 (図書館)	日野 移動図書館車	1	
子育て支援センター	スズキ エブリィ バン	1	
社会福祉課 (かしのき苑)	ダイハツ ハイゼット バン	1	1
上下水道部事務所	ダイハツ ミラパルコ	1	15
〃	イズ エルフ	1	
〃	ダイハツ ハイゼット ダンプ	1	
〃	ダイハツ ハイゼット カーゴ	4	
〃	トヨタ ダイナ	1	
〃	トヨタ カローラ ハイブリッド	1	
〃	スズキ キャリィ トラック	1	
〃	ダイハツ ハイゼット トラック	1	
〃	ホンダ カブ	1	
〃	ダイハツ ハイゼット トラック	1	
〃	トヨタ カローラフィールダー	1	
〃	ダイハツ ハイゼット	1	
防災食育センター	イズ 応急給食配送車	3	3
		合計	63

ヘリコプター発着予定地

名称	所在地	連絡先	座標	面積(m ²)	標高(m)
町立精北小学校	下 粕 河 原 田 44 番地	93-0231	E135°47'35.3" N34°46'41"	10,267	32.5
町立川西小学校	北 稲 八 間 畑 ヶ 田 15 番地 1	94-2024	E135°47'22.7" N34°46'0"	9,982	32.0

【応急ヘリポート】

町立山田荘小学校	桜が丘二丁 目 22 番地 1	72-0545	E135°46'31.4" N34°43'48.2"		
町立東光小学校	光台七丁目 43 番地	95-0400	E135°45'12.0" N34°44'39.2"		
町立精華台小学校	精華台一丁 目 2 番地 1	98-0310	E135°46'50.7" N34°45'15.6"		
町立精華西中学校	光台九丁目 1 番地	95-3700	E135°45'17.4" N34°44'51.9"		
町立精華中学校	大字南稲八 妻小字丸山 7 番地	94-2013	E135°47'16.9" N34°45'32.1"		
町立精華南中学校	桜が丘二丁 目 3 番地 1	72-5222	E135°46'53.2" N34°43'54.0"		

危険物施設一覧表

令和 7 年 4 月 1 日現在

地区別		菱田	舟里	北稲八間	南稲八妻	菅井	北ノ堂	山田	東畑	光台一	光台二	光台三	精華台六	精華台七	精華台八	精華台九	合計
製造所等																	
製造所					1												1
屋内貯蔵所				1	1					3	2	3			2	2	14
貯蔵所	屋外タンク			2								1					3
	屋内タンク				1									2			3
	地下タンク			4	5	4	1	2	20	1	1			2	1		41
	簡易タンク																0
	移動タンク				2												2
	屋外貯蔵所																0
取扱所	給油取扱所	1		2	1	1		1	1	1							8
	第1種販売																0
	第2種販売																0
	移送取扱所																0
	一般取扱所		1		2	2				2		1	1	5			14
計	1	1	4	12	12	1	1	3	1	26	3	6	1	9	3	2	86
事業所数	1	1	2	6	4	1	1	2	1	5	3	5	1	2	3	2	40

精華町地域防災計画

資料編

令和8年3月

精華町総務部危機管理室

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

電話 : (0774)95-1928

FAX : (0774)93-2233

E-mail : kiki@town.seika.lg.jp
